

## 教育福祉常任委員会記録

令和4年 第1回定例会																	
1 日 時	令和4年3月16日(水) 午前10時00分 開会 午後 4時59分 閉会																
2 場 所	議 場																
3 出 席 委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">宇賀神 敏</td> <td style="width: 50%;">委員長</td> </tr> <tr> <td>鈴木 紹平</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>舘野 裕昭</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大貫 毅</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鈴木 敏雄</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>谷中 恵子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鰐原 一男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大島 久幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>	宇賀神 敏	委員長	鈴木 紹平	副委員長	舘野 裕昭	委員	大貫 毅	委員	鈴木 敏雄	委員	谷中 恵子	委員	鰐原 一男	委員	大島 久幸	委員
宇賀神 敏	委員長																
鈴木 紹平	副委員長																
舘野 裕昭	委員																
大貫 毅	委員																
鈴木 敏雄	委員																
谷中 恵子	委員																
鰐原 一男	委員																
大島 久幸	委員																
4 欠 席 委 員	なし																
5 委員外出席者	小 島 実 副議長																
6 説 明 員	別紙のとおり																
7 事務局職員	小 杉 局長 安 生 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍 聴 者	2人																

教育福祉常任委員会説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
教育長		中村 仁	1名
保健福祉部	保健福祉部長	小林 和弘	11名
	厚生課長	秋本 敏	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	羽山 好明	
	介護保険課長	星野 栄一	
	保険年金課長	佐藤美樹子	
	健康課長	亀山 貴則	
	厚生課長補佐兼地域福祉係長	大出 知恵	
	介護保険課長補佐兼介護認定係長	根本 幸子	
	高齢福祉課長補佐兼長寿推進係長	小堀満美子	
	新型コロナウイルス感染予防対策室長	斎藤 正幸	
こども未来部	こども未来部長	上林 浩二	6名
	子育て支援課長	高橋 文男	
	保育課長	杉山 芳子	
	こども総合サポートセンター所長	仲田 順一	
	こども支援係長	福田 昌子	
	こども総合サポートセンター所長補佐	古橋 芳一	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	10名
	教育総務課長	駒場 秀明	
	学校教育課長	大貫 照実	
	生涯学習課長	塩澤 恵功	
	文化課長	渡邊 靖	
	スポーツ振興課長	谷津 勝也	
	国体推進室長	大場 隆光	
	学校給食共同調理場長	高橋 学	
	図書館長	田野井秀雄	
	学校教育担当	猪瀬 武	
市民部	人権推進課長	日向野久仁子	1名
経済部	産業振興課長	福田 浩士	1名
合 計			31名

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第 1 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号））
- 2 議案第 2 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計予算について
- 3 議案第 3 号 令和 4 年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について
- 4 議案第 5 号 令和 4 年度鹿沼市介護保険特別会計予算について
- 5 議案第 6 号 令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について
- 6 議案第 11 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 7 議案第 12 号 令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 8 議案第 13 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 9 議案第 14 号 令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 10 議案第 16 号 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 11 議案第 22 号 鹿沼市野外活動研修施設条例の廃止について
- 12 議案第 23 号 鹿沼市身体障害者補装具費等自己負担金助成に関する条例の廃止について
- 13 議案第 25 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- 14 議案第 37 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 15 議案第 38 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）について
- 16 陳情第 3 号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民（町民）及び職場、学校への周知徹底の陳情書
- 17 陳情第 4 号 新型コロナワクチン接種後の健康被害についての被害者相談窓口の設置に関する陳情書
- 18 陳情第 5 号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底に関する陳情書

## 令和4年第1回定例会 教育福祉常任委員会概要

○宇賀神委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案15件、陳情3件であります。

それでは、早速審査を行います。

○小杉事務局長 委員長。

○宇賀神委員長 はい、小杉議事局長。

○小杉事務局長 おはようございます。

議案の審査に入る前に、事務局のほうからご報告をさせていただきます。

昨日の総務常任委員会におきまして、議案の訂正の案件がありましたので、報告をさせていただきます。

この黄色い議案書の議案第16号をご覧いただきたいと思っております。

議案第16号 第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定についてということで、昨日の総務常任委員会におきまして、審査を行いましたところ、議会への承認を求めているものが、基本構想と基本計画までの施策体系までとなっておりますが、総務常任委員会のほうでは、この第8次鹿沼市総合計画(案)の中の基本計画各施策の中で、取り組み方針のところの、1、2、3というところまでが議決を求められている案件なのですが、その下の黒ポチでありますとか、一番下の市民がみんなで協力してできること、自助・共助ということについても、審査の対象にすべきという意見が出されまして、執行部と正副議長において協議したところ、執行部におきまして、議案の訂正をさせていただきたいということになりました。

その議案の訂正の部分なのですけれども、議案第16号の下のほうですね。

1番、第8次鹿沼市総合計画基本構想。

2番のほうでは、第8次鹿沼市総合計画基本計画となっておりますが、この2番の中の(2)施策体系のところを基本計画の内容、それで次ページ以降のところ、別紙のとおりというふうに訂正をするということでございます。

つきましては、本日の常任委員会での審査におきましては、この議案を訂正するという前提で、審査のほうをお願いしたいと思います。

なお、議案の訂正につきましては、議会の議決が必要になってきます。

原理・原則から言えば、議会の承認を得てから審査を行うべきところではございますが、

本会議を開催する暇がございませんので、最終日に議案の訂正の議決を行うということで、お願いしたいと思います。

この件に関しましては、昨年、陳情の取り下げということもありまして、陳情の取り下げも議会の議決が必要でありましたが、やはり常任委員会の審査の段階では、本会議が開けなかったため、取り下げを常任委員会で認めて、その後、最終日に取り下げの議決をしたという前例がございます。

報告は以上でございます。

○宇賀神委員長 はい、続きまして、陳情に入るわけなのですが、陳情人がまだおみえになっておられませんので、はい、館野委員。

○館野委員 先ほどの議案第16号の件で、事務局長から説明、ありましたけれども、本来であれば付託になって、それで、このとおりに審査してくれというのが、執行部からの、議会側の、委員会側のやり方だと思いますけれども。

それで、最終日にこれを修正することを前提に審査してくれというのは、本当はあり得ないことだと思うのですよね。

でしたら、逆に、これはそのまま審査して、最終日に追加議案を出してもらって、これに追加を出すとか、もしくは、その前回、去年でしたか、陳情で、そういった例があったということですが、これは執行部からの議案ですので、あまりこういうことはあってもらっては、逆に困ると思うのですね。

なので、しっかりそういう点を執行部のほうでは、議案を提出してもらいたいというのはあるのですけれども、その点について、なぜ修正に至ったかを、もし説明いただければありがたいのですけれども、再度。

○宇賀神委員長 福田副市長。

○福田副市長 それでは、先ほど事務局長から説明のあった昨日の経過について、今館野議員からの質疑にお答えしたいと思います。

総合計画の議決に関しましては、ちょっと歴史、さかのぼって申し訳ないのですが、実は平成23年以前は、地方自治法で基本構想を市町村は定めて、これを議決しなければならないという法の定めがありました。

それに基づいて、恐らく第5次総合計画までは、基本構想部分をお示しして、それを議決していただいて、そして5カ年計画とか、実施計画などは議決いただいた基本構想を踏まえて、そして、市のほうで策定していた。

もちろん、議員全員協議会等で説明したりして、ご議論いただきますけれども、議決案件ではありませんでした。

それで、その法律がなくなった時点で、鹿沼市では、当時、23年、もう、ちょっと資料なくて、6月だったと思いますが、そこで市の独自の条例をつくったのですね。

その条例は、国の趣旨とは、やや逆行すると言えば、逆行するのですが、基本構想、さらに基本計画も議決をするということになっております。これは条例でそういうふうな

うたっている。

ということなので、第6次総合計画、24年から29年までの5カ年を含めた第6次総合計画のときから、これを議案として、基本計画まで提出することに条例ができた。

ですけれども、慣例として、実際には、今回示したような基本計画内容を審議していただいて、恐らく議決の段階では、それらを全部賛成って言っていただいて、議決されたのだと思うのですけれども、議案書が、の書き方として、今回と同じようなことでやってきたようなのです。

それで、今回もそのように出しても、取り方としては、議決するのは、ここに書いてある、この体系図までで、基本計画の中身は議決案件ではない、審議していただく内容でないということにもなってしまいます。

そうすると、条例との齟齬が出てしまうということで、昨日、そのことが話題になった時点で、執行部としても、我々のほうとしても、全体を審議していただくという認識でいたということも、ちょっとそこ認識が薄かったとなるのですけれども、条例に基づいてしっかりやるべきというのは、こちらとしても考えなくてはならないということで、今日もご説明させていただき基本計画全体を審議していただいて、議決いただこうと。

まあ、鹿沼市がつくった条例に沿ってやっていただこうというふうに、執行部としても認識をし、そのように修正をやっていただきたいということをお願いをしたものでございます。

ご理解をいただきたいと思います。

○宇賀神委員長 館野委員。

○館野委員 はい、わかりました。

では、次、修正が出るということを前提で審査させていただきますので、はい、わかりました。

○宇賀神委員長 それでは、陳情にいくところではありますが、陳情人がまだおみえになっていないものですから、議案のほうから進ませていただきます。

議案第1号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号））のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題とします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 議案第1号 専決処分事項の承認について、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 1節の説明欄2行目、臨時特別給付金給付事業費国庫補助金 11億1,090万円の増につきましては、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に係る補助金で、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

上の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄2つ目の○、臨時特別給付金給付事業費 11億1,090万円の増につきましては、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の給付に係る事務費及び給付費を計上するものであります。

同じ段、3目 高齢者福祉費の説明欄1つ目の○、在宅高齢者支援事業費 1,500万円の減につきましては、高齢者施設の新規入所者等を対象とした新型コロナウイルス抗原定量検査の実績に伴い減額するものであります。

同じ説明欄2つ目の○、高齢者福祉施設整備事業費 1,953万6,000円の減につきましては、高齢者福祉センターを利用する高齢者や、施設で休憩するワクチン接種医療スタッフの感染症予防を徹底するために実施した空調機更新工事の実績に伴い減額するものであります。

9ページをお開きください。

「繰越明許費の補正に関する説明書」についてご説明いたします。

臨時特別給付金給付事業 5億4,490万円につきましては、先ほど、歳出でご説明のうち、令和4年度の給付に係る費用を繰り越すものであります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。よろしく願いいたします。

議案第1号 専決処分事項の承認について「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和3年度 補正予算に関する説明書 一般会計（第9号）の3ページをお開きください。

15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄 児童福祉総務費国庫補助金 1,090万4,000円の増につきましては、国の処遇改善臨時特例事業費補助金で、民間保育園等の保育士等の賃金を引き上げるための補助金であり、2月分より対象となります。補助率は10分の10であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄の1つ目の○ 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 7,000万円の増につきましては、18歳以下の高校生相当年齢までの児童に給付されている「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」が、所得制限等により給付されていない世帯等に対して、市が独自に「鹿沼市子育て未来給付金」として給付するための扶助費であります。

次に、2番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄 施設型給付・地域型保育給付等事業費 1,090万4,000円の増につきましては、歳入でもご説明しましたが、国の処遇改善臨時特例事業により、民間保育園等の2月・3月分の保育士等の賃金を引き上げるための各保育園等への補助金であります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」中、こども未来部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 6ページの一番上の子育て世帯臨時特別給付金、7,000万ですか、これの、いわゆるこの所得制限で国の給付が受けられなかったら、鹿沼市独自の救済措置でなったということですけども、件数と、人数ですか、人数をお願いしたいと思います。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの鈴木委員の質問にお答えいたします。

国の給付金が1人10万円ということでございますので、それと同じ額で、市の給付金についても10万円ということで、700人分を予定しております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 そうしますと、これはあれですか、給付のほうは、もう今済んでいるのか、またこれからされる、残っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

3月15日、昨日現在ですね、この給付金については、400世帯、665人分ですね、6,650万円について支出が終わっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかに、はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 そうしますと、先ほど予定しているのが700人ということで、今現在665人ということで、残りは35人分ですか、これについてはいつ頃になるのでしょうか。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 これは、正確に700人いるというふうに特定できないものですから、課税状況等を確認して、予算で700人を見込んだものですので、きっちり700人申請してくるということではありません。余る場合がございます。

それから、ここから離婚等をして、受けられていない家庭で、国の基準が2月28日までに離婚等をした場合ということなのですけれども、市のほうでは3月いっぱいまでということになっておりますので、そちらも何件かあると思いますので、そちらに対する給付もこの予算の中で支給する予定となっております。



以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 臨時特別給付金給付事業費 11 億 1,090 万円かな、非課税世帯に配るとい  
うことですが、その非課税世帯という概念をちょっと説明していただくということと。

この鹿沼市は、この非課税世帯は何世帯で、何人分だったのだということをお知らせ願  
いたいと思います。

○宇賀神委員長 秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

鰐原委員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、非課税世帯等の該当者ということかと思えます。

それで、まず、昨年ですね、12 月 10 日が基準日となっておりますので、その基準日に  
鹿沼市に登録のある世帯が対象となりますが、そのうちで、令和 2 年度中の収入が非課税  
である世帯が 8,129 世帯ございました。

それで、その方を対象に非課税世帯分の特別給付を現在も申請書を、確認書を送付して、  
戻ってきたものについて、確認をした上で、給付をしております。

それと、世帯、非課税世帯等につきましては、申告のない世帯もございます。

未申告の世帯が 209 世帯、それから家計急変世帯が、これは 2,240 世帯ということで  
捉えておまして、合計では 1 万 580 人というふうに捉えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 説明、わかりづらかったのですけれども、要は非課税世帯というのは、所得が  
低いから非課税になるのですよね。その所得水準というのはどのくらいでしょうかとい  
うことです。

○宇賀神委員長 執行部の説明を求めます。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長、秋本です。

まず扶養の世帯等もございますので、はっきりとした数字はちょっと把握できないか  
と思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 この前、何かで聞いたとき、高橋課長さんからは詳しくその聞いた覚えがある  
のですけれども、いかがでしょうか。

○宇賀神委員長 執行部の答弁を求めます。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

はい、子育て世帯への臨時特別給付金の場合には、所得制限というのがあって、一定所得  
以上の場合には、10 万円が国の制度では給付されていないのですけれども、それはもと  
もと児童手当という制度があって、児童手当を受給しているか、あるいは、児童手当では

なくて、特例給付といって、所得が一定基準以上の場合には 5,000 円だけの給付という方がいらっしゃるのですね。

その 5,000 円だけの給付に当たる人が、今回は支給、国の基準では支給されない方になっていたのですけれども、そちらのほうでは、児童手当制度がもう確立されているものから、それで扶養人数とその所得、収入の関係によって、一定の基準ができておりました、そういう観点から、前回のご説明させていただきまして、これは国のほうでよく基準として出されるのが、扶養人数が 3 人ですね。

具体的には配偶者と子供が 2 人、扶養にとっているというような場合は、所得額が 736 万、収入にすると 960 万円ということになって、そういう基準表ができていますので、それに基づいてご説明させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ご夫婦で、大体 736 万以下の方が、臨時特別給付金給付事業費の対象になるということの理解でよろしいでしょうか。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

これは夫婦ではなくて、働いている、この場合は、どちらか、収入の多いほうが児童手当の受給者となって、1 人だけ、給料の高いほうの親の基準ということになります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。そこで、お父さんの場合が 736 万以下だと給付金がいただけで、736 万以上の方は、この鹿沼市では、その独自で 7,000 万出して給付したと。

先ほどの鈴木委員の質問にはそう答えられましたけれども、そういう、私、736 万以上の 1 人で所得がある人は、低所得者とは私は思わないのですよ。

そういう子供たちに、10 万円ずつ配るっていう制度をやった市は、鹿沼市のほかにほとんどの市がそういうことを実施しましたか。

○宇賀神委員長 執行部の答弁を、はい、高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

はい、ほとんどの市が子供の子育てに差をつけることはしないということで、実施をしている状況でございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。大島委員。

○大島委員 5 ページ・6 ページですね。3 款 2 項 1 目で、施設型給付の中で、これ処遇改善ということは、民間保育士への処遇改善だと思うのですよ。

ちなみに、1人当たりどのくらいの処遇改善になったか、わかれば。

○宇賀神委員長 杉山保育課長。

○杉山保育課長 保育課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

大島委員の質疑にお答えいたします。

この事業は、保育士、幼稚園教諭等に支払う月額の基本給や手当等を3%程度アップする臨時の処遇改善特別事業ということで、10分の10の国の補助事業になっております。

先ほどの質問ですが、平均で約、月額1万円程度アップする予定であります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はございませんか。はい、谷中委員。

○谷中委員 すみません。今の大島委員の質疑にちょっとつけ足してなのですけれども、前回、やはりこういう形で、個人的にはなかったですけれども、その給付みたいのが、施設のほうにあって、なかなかその保育士の本人のところにはいかなかったということがあったのですけれども、今回はきちんと保育士のほうにいったのでしょうか、確認です。

○宇賀神委員長 杉山保育課長。

○杉山保育課長 谷中議員の質疑にお答えいたします。

今回は、補助金になるのですが、具体的になちょっと申請方法を申し上げますと、例えば、私でしたら、「杉山芳子1万円アップ」とか、具体的に「だれだれ1万円アップ」みたいな形で補助の申請をしていただいております。

それで、今回、今、こんな形で出すよというのを出していただいて、2月・3月で締め、実績報告を出していただいて、確認をするという形になっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 先ほどの鰐原議員が質問された、この臨時特別給付金のこの非課税世帯に対する、11億1,000万何がしですね。

これ、いろいろな扶養家族とか、いろいろなパターンがあって、一言ではお答えできないと思うので、一つの基準というか、一つの模範となるパターンでね、ちょっと教えていただきたいと思います。

○宇賀神委員長 秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長、秋本です。

鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。

模範となるパターンということなのですが、なかなか具体的にはちょっと申し上げにくいのですけれども、まず、単身世帯等で非課税であれば問題なく対象ということになるかと思えます。

それで、ただ、その世帯主の方に扶養家族がいる、あるいは、高齢者の母親等ですね、母親もしくは父親、別居等であっても扶養にとっているケースなんかがございます。

そういったケースについては、扶養にとっていること自体が対象外ということになり

ますので、そういったコールセンターへのお問い合わせなんかもきておりますが、丁寧にご説明をさせていただいているところです。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 大体非課税世帯というと、我々、大体、年収 200 万以下というふうに、大体理解しているのですけれども、どうなのでしょう。

○宇賀神委員長 執行部の答弁を求めます。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長、秋本です。

ただいま鈴木委員から 270 万程度が、その非課税の目安というふうなお話かと思えます。

実際には、所得に対して、いろいろ控除がございますので、一概に 270 万ということはおっしゃるといっていいですか、必ずしもその額にはならないかと思えます。

ちょっと、はい、そのようなご理解で、以上です。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 だって、鹿沼市で、非課税世帯に対して、11 億何がしのお金をね、現在給付して、もらった人もいますよ。

だって、市のほうで把握してなかったら、ある程度の上限、把握してなかったら、支給できないのではないですか、どうですか、これ。

○宇賀神委員長 秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長、秋本です。

鈴木委員の質問にお答えしたいと思います。

世帯を把握して、支出をしているということですのでけれども、課税情報をいただいて、そのデータをもとに支出をしておりますので、間違った支出ということはないというふうに認識しております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい、別段質疑もないようですので、はい、はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 非課税世帯の聞いて、大体あれですか、大体国民年金受給ぐらいの世帯ということですか、大体、形としては。

だって、支給しているのに、それがわからないというのはおかしいです、それを。

○宇賀神委員長 はい、小林保健福祉部長。

○小林保健福祉部長 保健福祉部長の小林です。よろしくお願いたします。

非課税世帯につきましては、収入があつて、当然、そこから各種控除を引いていきますので、医療費控除があるとか、扶養の何人かということがありますので、一概に年収がいくらだから、例えば、では扶養を 10 人としていけば、それだけ、380 万ぐらいの控除がありますし、今もちょっと、ちょっと税法が変わって、控除が、額が変わりま

したけれども、その額によっていろいろ控除がありますので、例えば住宅取得控除とか、そういうもので最終的に市民税が非課税になった世帯ということですので、一概に、この人、この年収だからいくら、例えば、何も引くことがなければ、ただ基礎控除だけでも、98万程度の収入があれば、非課税になりますし、そういったことで、いろいろな控除があつてのことですので、一概にいくらということはありませんので、それで、あくまでもそれは税務課のデータから今回は令和3年度の市民税が非課税の世帯に対して給付するというので、国のほうから示されておりますので、そのデータをもとにやっているということで、収入に関しては、この世帯がいくらということは、ちょっとこちらでは判断できないということでご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第1号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

それでは、次に、陳情第3号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民(町民)及び職場、学校への周知徹底の陳情書、陳情第4号 新型コロナワクチン接種後の健康被害についての被害者相談窓口の設置に関する陳情書及び陳情第5号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底に関する陳情書につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情第3号から陳情第5号までを続けて審査したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第3号 日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民(町民)及び職場、学校への周知徹底の陳情書、陳情第4号 新型コロナワクチン接種後の健康被害についての被害者相談窓口の設置に関する陳情書及び陳情第5号 新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底に関する陳情書を議題とします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情者である小園巖様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人入室)

○宇賀神委員長 小園巖様、お疲れ様です。

早速ですが、日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民（町民）及び職場、学校への周知徹底の陳情書について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 本日は発言の機会を頂戴し、まことにありがとうございます。

栃木命と人権を守る市民の会、副代表幹事の小園巖と申します。

本日は、ちょっと葛西が遅れていますので、私が代わりに読み上げていきます。

栃木命と人権を守る市民の会は、マスクやワクチンの強制に反対、子供の未来を守るため、私たちの命と人権と自由を守るため、今回のコロナ問題をきっかけに、このような共通の思いを持つ栃木県民が集まり、市民の、住民の要望により、各議会へ陳情書を提出しております。

まず、陳情書に書かれていない思いを要約し、説明させていただきます。

私たちが参考にしている情報は、厚生労働省などの国からのデータや実際に大学機関等で行われた科学的根拠に基づく実験データやリアルな市民・町民の声であること。

2、国がネットやSNSの情報が嘘やデマだと言い続ける科学的な根拠が見当たらず、それによって最新医学や国際医療情報を遮断し、国民・町民の生命を脅かしていること。

3、国からの情報はネットでしか検索できず、町の、市町の広報紙に具体的なリスクの揭示がないことで、ネットを使えない人の判断・選択の自由が奪われていること。

4、自主性や自由性とは、リスクとベネフィットを十分に周知させた上で、本人が選べる権利であることであるが、安全性ばかりが先行し、リスクを市民に周知させていないこと。

5、医師から曖昧な回答をされ、病院をたらい回しにされたワクチン被害者が最終的に誰を頼っているのか判断ができない状態になっていること。

6、国が1件も認めないワクチン接種後の被害者に対する責任の所在がどこにあるのか。

今回の陳情書の内容をもとに、議会では十分に議論や調査されたものとし、今後、国からの指示・命令などに対しては、責任を持って対応していただきたく、お願い申し上げます。

それでは、陳情について、趣旨説明をさせていただきますが、既に陳情の内容は理解いただいていると思いますので、今回は市民・町民のリアルな声をそのままお届けしたいと思います。

1、日本の法令に基づき、新型コロナウイルス感染予防に関連する強要は違法行為であることを市民（町民）及び職場、学校への周知徹底の陳情。

まず、代表の葛西慶子、ちょっと今遅れていますが、代表の葛西慶子の職業は、心理カウンセラーです。

栃木県内の産業別労働組合でハラスメントの問題の労働相談を受けています。

最近では、ワクチン接種、検査及び陰性証明書の提出、マスク強要に関する相談が圧倒

的に多くなりました。

例えば、ワクチンは無料なのに、健康被害や心情等でワクチンを接種しない人は職場内でワクチンパスポートと同様の差別があり、自腹で検査を受けて陰性証明を出すなどの経済的な負担がある。

陰性証明を出さないと、雇い止めや退職勧奨を受けるので、結局はワクチンを打つか、辞めるかで悩んでいる。実際に今月末で解雇される人がいます。

ワクチンを打っていない人の名前が職場に張り出されているので、周りからはれものに触るように扱われている。

労働基準監督署や警察は「弁護士に相談しろ」と言って、相手にはしてくれない。

弁護士に相談したくても、ほとんどの人はお金がない。

国の無料相談や法テラスのあっせんは、あくまでも相談であり、法的強制力はなく、解決は自腹となることを知ってほしい。

この議会においても、健康上の理由があろうとも、憲法よりも議会ルールで、マスクの着用を強制し、私たちの自由を奪っている事実がある。

ちなみに、葛西は胃がんによる胃切除の合併症による重度の鉄欠乏性貧血症により、日常的な血中酸素濃度の低下を危惧して、マスクの着用ができない理由が医学的に証明されていますが、議会ルールにより、マスクやフェイスシールドの着用を強いられています。

今、まさに広島県呉市の議員のマスク未着用、谷本議員ですね、谷本議員のマスク未着用による飛行機問題がこれである。

ルールやマナーの前に、法律を守ることの大切さを尊重してほしい。

予防法第4条では、マスクの着用は努力義務とされ、逆にそれをないがしろにする強制は人権蹂躪となり、あってはならないとなっている。

厚生労働省は、マスクやワクチンは強制ではなく、お願いや自己選択であると言っている。

国土交通省もマスクをしていないことが、飛行機に乗れない理由にはならないと言っている。

にもかかわらず、連日のテレビの報道では、マスクやワクチンを打っていない人が悪者のように報道している。

それを見た市民による同調圧力が職場や学校であるのも不思議ではない。

明らかに憲法の人権侵害である。

マスクに感染予防があると信じている人の主張を認めるのであれば、マスクによる健康被害や弊害を主張する人の考えを同様に認めてこそ平等である。

マスクやワクチンの強制は、嫌がらせ行為は法律違反のハラスメント行為である。

大阪府高槻市は、ポスターの掲示で啓発をしている。

今現在、全国で市民による訴訟問題が増えている。

それは彼女自身、私自身が労基署や厚労省、保健所などに直接対応している事実がある

からである。

今、弁護士が国を相手に殺人未遂及び業務上過失致死の罪を問われ、刑事訴訟をしている。

医師団がワクチン接種中止を求めた訴訟をしている。

法律を守らなければ、当然訴訟問題が増えてくるものである。

これだけ懐疑的な点が多々あるにもかかわらず、積極的な調査も、行政への上程も何もせず、被害が出続けた場合、責任。

(「議長、暫時休憩願います」と言う者あり)

○陳情人 責任の所在はこの議会にあると受け止めていただきたい。

ある議員が「そんな相談、私は聞いたことがない」と言っていました、相談者は聞く耳を持っていただける人に相談したいことを理解していただきたい。

相談を請け負っている議員の平均睡眠時間は2、3時間しかないほど相談が絶えない事実を知ってほしい。

井の中の蛙とならないよう、もっと視野を広げて調査をし、多角的な意見を取り入れて、議論をしてほしい。

以上です。

○宇賀神委員長 はい。

○大島委員 暫時休憩の理由ですけれども、議会のルールとして、ほら、議場に、マスク着用をお願いしてあると思うのですけれども、今回何か副代表の方、マスクなしで来られたので、その点の確認をしたいということで。

○鰐原委員 暫時休憩して。

○宇賀神委員長 それでは、暫時休憩いたします。

再開は、10時55分といたします。

(午前10時48分)

○宇賀神委員長 それでは再開いたします。

(午前10時55分)

○宇賀神委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、次に、新型コロナワクチン接種後の健康被害についての被害者相談窓口の設置に関する陳情書について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 はい、ありがとうございます。

栃木県に新型コロナワクチン副反応疑いの報告書の公文書開示請求をしたところ、昨年11月までの約1年間で、ワクチン接種後の健康被害者は、栃木県内のみで640件もあり、そのうち死亡者が10名とありました。

若者の心筋炎や心膜炎の重篤な症状も書かれておりました。

医師がワクチン接種関連の疑いありと診断した、国が発表している死亡者は1,474名



ですが、国はいまだに関連ありとしては認めておりません。

先日、アメリカの裁判所が、FDAとファイザーに対して、ワクチン接種後の有害事象のデータを提出するよう命令し、その5万5,000ページのうちの38ページが開示されましたが、何とそこには1,291種類の副作用が書かれておりました。

ワクチン被害者は、副反応のつらい症状を訴えて、大学病院等で何度も検査を重ねていますが、普通に立って歩けない状態でも異常なしと診断され、最終的には心療内科で「気のせい」と言われてしまいます。

医師からの「気のせい」と言われ、傷ついた被害者は、行政の健康相談で何を話せばいいのかと悩んでいる声を聞いて求めた陳情です。

意見、以下は、市民のリアルな声です。

せめて相談先にワクチン接種後の健康被害と名前があればわかりやすく相談もしやすい。

名古屋市の河村たかし市長は、ワクチン後遺症窓口の設置を進めている。

既に健康相談窓口があるのであれば、名前を変えることくらいの改善はしてほしい。

健康推進課だけではなく、今から専門の被害者窓口を開設しておくべきである。

ワクチン接種後に体調不良になっても、医者がそれをなかなか認めてくれない。

病院をたらい回しにされた結果、医師から最終的に「精神的なもの」と言われていたから、行政の健康相談は敷居が高かった。

国は被害者への補償をすと言って始め、市もそれを推奨したのだから、副反応や後遺症に苦しむ人を市が責任を持って救済すべき。

以上です。

○宇賀神委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、次に、新型コロナワクチンのリスクとベネフィット両方の情報開示の徹底に関する陳情書について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 国や市は、ワクチンのリスクを接種者にわかりやすく伝えてはいない。

大阪府泉大津市の南出賢一市長は、市民に広報紙でリスクとベネフィットの両方をわかりやすく開示している。

ほかでやっている市があるのに、鹿沼市では、広報紙等にワクチンのリスクとベネフィットをわかりやすく書けない特別の理由や、上からの何らかの圧力があるのか。

希望もしていないのに、一方的に市から接種券が送られてきたから、それだけで安全なものと思っていた。

もっとわかりやすくリスクの説明を書いておいてほしかった。

接種券を送る前に、まずはリスクの説明をするのが常識でしょう。

治験中のワクチンだなんて知らなかった。

長期的な安全もわからない、そんなものを送りつけないでほしい。

全国で有志医師の会や看護師の会、薬剤師の会など、専門家のほかにも、オーナーの会、議員の会、保育士の会などが続々と発足している事実があり、専門家が子供へのワクチン接種を反対している。

人口動態統計調査でも、昨年比で明らかに人が減っている。

これは、阪神淡路大震災や東日本大震災よりはるかに多く、多くの人が亡くなっているには、思いつくものは、もうこれはワクチンしかない。

5歳から11歳への接種が始まりましたが、接種をしないと居づらくなるような風潮や同調圧力によってある。

接種が個人の自由と言いながら、接種券が送られれば、リスクを知らない親御さんはそのまま子供に打たせてしまう。

接種券を送る前に、往復はがきで希望者を確認し、希望者のみに接種券を送ってほしい。感染や重症化リスクより、ワクチン副反応によるリスクのほうが上回っているのに、接種を推奨する意味がわからない。

ある食品を食べて、1,400人以上が死んだとします。その食品を何も疑わずに、調査もせず、その後も食べ続けられますか。

国は、ワクチン接種後の健康被害をいまだに認めていないことこそがリスクである。

ようやく被害者が自分だけではないとわかってほっとした。

接種券やクーポンに、ワクチン接種は任意であることや副反応について小さく説明していても、国や市が推奨しているだけで疑わないものである。

だからこそ、明確に広報紙などでお知らせする必要がある。

マスク同様に、周りを守るためにワクチンは常識であるという同調圧力がある。

もう2年も感染対策をやってきているのに、何も変わらないのであれば、そもそもの対策法が間違っているのではないか。

マスクで感染を防げる根拠があるのなら、なぜ、いまだに感染が収まらないのか、日本は任意でも、海外は強制や罰金などもあったのに減らなかった。

誰もがウイルスにかかりたくない、うつしたくないという思いがあるのなら、ほかに原因があると考えべき。

マスクにウイルスを防げる根拠があると伝えているのは、富岳のスーパーコンピューターのみで、今までの科学では防げないと言っているのが常識なのに、なぜそれだけ信用するのか。

何だかんだと言っても、結局は黙って国に従っているほうが楽だから、議員は市民の意見など聞きたくないのが本音ではないのか。

わからないことを陰謀論とひとくくりにして、面倒な意見を聞く気はないのだと思ってしまう。

政府や行政や自治体は、毒性の弱いコロナをいつまでも2類にしておくことがおかしいと思わないのか。

以上です。

これらが、私が、私自身、私も3期12年党員として、草の根対話運動をしてきた経験から聞き出せた市民のリアルな、これ声であります。

とても耳が痛い声かと思いますが、党員活動の一環として、選挙時に必ず言っていたのが、「皆様の声を市政に反映させてください」というフレーズでしたので、ここにいらっしゃる議員の皆様のウグイス嬢も同じ言葉を伝えていたはずです。

異論に対して、議論がされない異常な状態に歯止めをかけてください。

○宇賀神委員長 すみません、葛西さん。

○陳情人 はい。

○宇賀神委員長 5分の時間、過ぎましたので。

○陳情人 はい、わかりました。

ぜひとも鹿沼市の市政に反映させてください。よろしく願いいたします。

以上です。

○宇賀神委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れ様でした。

(陳情人退室)

○宇賀神委員長 それでは、まず陳情第3号について、各委員の意見、考え等を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

はい、大貫委員。

○大貫委員 すみません。せっかく執行部の方、来ているので、いくつか確認、今現状どうなっているか、確認を執行部にちょっとさせていただくことは可能ですか。

○宇賀神委員長 はい、可能です。

○大貫委員 いいですか。

○宇賀神委員長 大貫委員、はい。

○大貫委員 では、一つお聞きしたいのですけれども、まず最初のこの市民、職場、学校へのこの周知徹底の件ですけれども、この予防接種、強要ではありませんよというような、ホームページにもそれなりのこと、書いてありますけれども、実際のところ、そのどんなふう、これ扱っているのかとか、とりわけその、子供さんへのワクチン接種の扱いです、市としてはどんな考えを持っているのかというのをお聞きしたいのと。

ちなみに、学校なんかでは、そういうふうな、何か差別的な事象が現れたりすることがあるのかどうかとか。

あと、もう市民から、そういうふうな、何か苦情が市役所に寄せられたりしているのかどうか、ちょっとそこを一つ、まず聞きたいのですけれども。

○宇賀神委員長 執行部の答弁を求めます。亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課の亀山です。よろしくお願いいたします。

今の大貫委員の質問につきまして、まず市のほうで、このワクチン接種をどのように進めているか、全体的なお話をさせていただきたいと思います。

それから、各職場や学校については、それぞれの部局のほうがあるかと思えますけれども。

まず先ほどの陳情の中でありました、広報紙等で、そのワクチンのベネフィットとリスク、そういったもののお知らせをしていないのではないかということですが、まず、一番基本的になりますのは、各接種者の方、対象者の方に、こういった形で接種券を送らせていただいています。

この中に、各ワクチンの副反応ですとか、そういったリスクの面もきちんとお知らせをして、このワクチン接種は強制ではないということもうたっております。

各自のお手元に届くものですから、これが広報やホームページ、そういったものの閲覧よりも、確実に目にしていただけるものというふうに考えております。

また、相談等のケースにつきましては、市のほうでは、相談予約のコールセンターとコロナ対策、ワクチン対策室ですか、この2カ所で予約の受付や相談の対応をしております。

それで、昨年4月から、こちら開設をしまして、ワクチンの予約の方法とか、諸々の相談等ございますが、こちら合計しまして、約1万2,000件近くの相談がありました。

それで、その中で、実際に健康相談とか、そういったものを詳細に件数をとっているわけではないのですが、質問を受けた割合としまして、大体ですね、この約1年間の間に、健康相談につきましては569件ほどが、そういった相談の内容となっております。中身としましては、接種後の副反応等の症状についてですとか、接種への不安、それは副反応や基礎疾患等、そういった持病があることに対する心配事、そういった相談が寄せられております。

以上です。

○宇賀神委員長 猪瀬学校教育担当。

○猪瀬学校教育担当 学校教育課担当の猪瀬です。

学校について、ご説明いたします。

教職員のワクチン接種等もあったのですが、実際には受けていない方もおります。

個人判断でということで、行っております。

それによる影響とか、それによってどうのこうのというのは、一切ありません。

それから、子供たちのほうなのですけれども、子供たちにつきましては、任意で行っていきまして、学校でも把握していませんし、調査も行っておりません。

また、保護者のほうから、そのワクチン接種についてとか、あるいは、それについての何か問い合わせ等も一切、今のところはありません。

以上です。

- 宇賀神委員長 ほかに意見、考え等、ある方はおりませんか。  
それでは、意見が出尽くしたようですので、陳情第3号の取り扱いについて、採決を行います。  
陳情第3号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。  
お諮りいたします。  
陳情第3号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
（挙手なし）
- 宇賀神委員長 ゼロであります。  
したがって、陳情第3号については、不採択とすることに決しました。  
次に、陳情第4号について、各委員の意見、考え等を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。  
それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。  
意見、考え等のある方は挙手をお願いします。はい、大島委員。
- 大島委員 これも、ちょっと執行部に対して確認なのですが、多分、これ県が主導的にやっているの、県のほうで相談窓口があるように伺っていますけれども、実際はどうなのでしょう、わかる範囲で。
- 宇賀神委員長 執行部の、はい、亀山健康課長。
- 亀山健康課長 健康課の亀山です。  
今の相談窓口の設置についてですね、今、先ほど市の窓口2つあるというお話をしましたが、県や国のほうでも、ワクチンのコールセンターと相談コールセンター、県のほうが、栃木県受診・ワクチン相談センターという相談窓口を設けて、県民の不安等に対応していると伺っております。  
以上です。
- 宇賀神委員長 はい、大島委員。
- 大島委員 ということは、国、県、市、あわせて、しっかり相談窓口はつくられているという認識でよろしいですかね。
- 宇賀神委員長 執行部の答弁を求めます。はい、亀山健康課長。
- 亀山健康課長 健康課長の亀山です。  
はい、当然、国や県、詳細な、技術的な話といいますが、その医療的な相談になりますと、やはり国とか、そういった機関のほうになると思いますけれども、特に、市民に近い立場として、市のほうでも十分にその2つの窓口で相談を受けているというところで、対

応はできているというふうを考えております。

以上です。

○宇賀神委員長 はい、ほかに意見や考え等がある方はいませんか。はい、大貫委員。

○大貫委員 意見、意見です、私の意見ですけれども、この陳情、ごもっともなご意見だと思うのですよね。

やっぱり相談できる体制がきちんとあるべきだし、不安を抱えている人が、それにやるべき、応えていくべきだと思うので、ごもっともなご意見だと思うのですが、実際に県なり、国なり、いろんなところで、窓口を設けているということなので、それを十分に周知をしていただいて、やっていただければいいのかなというふうに思うのですね。はい。

ただ、他市のホームページなんかを見ると、そういうワクチンの副反応に対する相談の窓口を新たに明記しているようなところもあるので、そんな工夫も含めてやるべきだろうと思いますが、まあ、まあ既に行われているということで、私は理解をしました。以上です。

○宇賀神委員長 ほかに考えや意見のある方はおりませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第4号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第4号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 はい、お諮りいたします。

陳情第4号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

○宇賀神委員長 挙手ゼロであります。

したがって、陳情第3号については、不採択とすることに決しました。

第4号、失礼しました。

第4号については、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号について、各委員の意見、考え等を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。はい、谷中委員。

○谷中委員 やっぱりリスクとベネフィットということですからけれども、自分でやっぱりワクチンを打つときにも、先ほど接種券が送られてきたときに、いろんなことを見たり、聞いたりもしたし、テレビでも、ある程度そういうこともきちんと言ってくれているのを、私は見たので、自分の中でもその判断をしたつもりなのですけれども。

先日、ちょっと病院のほうで、子供たちが、接種が始まったということで、何か予約が

10人ぐらいきていたということを伺いました。

そうしましたら、やはり、親が打てと言っても、子供がきちんと打つて言わない限りは、その病院では打たないということも徹底していましたし、一応そういうことをきちんと確認しているということだったし、子供たちとも、「今日打つんだ」って言っていたので、「ああ、じゃ、いろいろ説明というか、そうの聞いてあれなの」って言ったら、「ちゃんと親から説明聞きました」みたいな話をしていたので、あ、きちんと自分なりに考えて打っているんだなということだったので、これについても、きちんと説明というか、そういう打つ本人は理解しているんだなということで、私はこれ以上は特になくても大丈夫かなというふうな意見です。

○宇賀神委員長 はい、ほかに考えや意見がある方はいませんか。大貫委員。

○大貫委員 では、意見ですけれども、リスクとベネフィット、お知らせして、判断をしていただくというのは、そのとおりでと思いますし、よく理解できます。

ですが、ですがではないのですけれども、なかなかその、実際にそのリスクとベネフィット、どういう情報を、では出せばいいのかというのは、非常に難しい問題だなと思っていて、結局その打つ方、本人なり家族なりが、情報をいろんな形で収集をして、自分で判断を最終的にはしていただくしかないのかなと思っていて。

なかなかその行政がこういうリスクがありますよとか、こういうベネ、なんとか、なんですかね、いろんな研究があつて、その特定のものだけをお知らせするというのは、なかなか難しいのだからって、正直思っていて、そういうと、やっぱり厚生労働省なりが発表しているものとか、そういうものに頼らざるを得ないのかなというふうに、私は思っています。

ただ、情報は的確に、いろんなものをお出しするというのが、それは必要だとは思いますが、今でもあふれるほど情報が流されているのではないかなというふうに、私は思っています。

○宇賀神委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第5号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第5号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第5号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

○宇賀神委員長 挙手ゼロであります。

したがって、陳情第5号については、不採択とすることに決しました。

次に、議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

議案第2号 「令和4年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書、9ページをお開きください。

一番下の段、14款 使用料及び手数料、1項、11ページをお開きください。

3目 衛生使用料 1節の説明欄6行目、休日・夜間急患診療所使用料 3,400万円につきましては、休日・夜間急患診療所における、診療報酬及び利用者一部負担金を計上するものであります。

15ページをお開きください。

下の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 1節の説明欄6行目、障害者自立支援事業費国庫負担金 13億5,654万1,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、国の負担割合2分の1を計上するものであります。

17ページをお開きください。

上の段、同じく民生費国庫負担金 3節の説明欄3行目、生活保護扶助費国庫負担金 8億4,867万6,000円につきましては、生活保護法に基づき支弁する費用の国の負担割合4分の3を計上するものであります。

21ページをお開きください。

3段目、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 1節の説明欄7行目、障害者自立支援事業費県負担金 6億7,827万円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、県の負担割合4分の1を計上するものであります。

一番下の段、16款 県支出金 2項、23ページをお開きください。

2目 民生費県補助金 1節の説明欄6行目、介護保険施設整備事業費県補助金 2,265万4,000円につきましては、介護保険施設の開設準備に対する県補助金であります。

25ページをお開きください。

一番下の段、16款 県支出金 3項、27ページをお開きください。

上の段、3目 衛生費委託金の説明欄2行目、地域外来・検査センター運營業務委託金 1,291万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために設置したPCR検査所に関する県の委託金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。



85 ページをお開きください。

3 款 民生費、1 項 2 目 障害福祉費につきましては、89 ページをお開きください。

説明欄 1 つ目の○、障害者自立支援事業費 27 億 2,576 万 2,000 円につきましては、19 節 扶助費において、更生医療などの医療扶助費、補装具給付費及び介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービス給付費を計上するものであります。

同じ説明欄 2 つ目の○、地域生活支援事業費 1 億 6,155 万 4,000 円につきましては、基幹相談支援センター及び精神保健福祉活動支援の事業運営委託料、並びに日常生活用具給付、日中一時支援事業などの扶助費が主なものであります。

93 ページをお開きください。

下の欄、3 目 高齢者福祉費、95 ページをお開きください。

説明欄 2 つ目の○、在宅高齢者支援事業費 8,543 万 5,000 円につきましては、紙オムツ給付などの扶助費、ほっとホーム、ほっとサロン等の運営委託費が主なものであります。

97 ページをお開きください。

説明欄 2 つ目の○、高齢者いきがい対策事業費 4,176 万 9,000 円につきましては、老人クラブやシルバー人材センターなどの運営に対する補助金が主なものであります。

同じ説明欄 4 つ目の○、介護保険施設整備事業費 2,265 万 4,000 円につきましては、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護の併設施設に対する施設の開設準備補助金であります。

111 ページをお開きください。

下の段、3 項、113 ページをお開きください。

上の段、2 目 扶助費の説明欄 2 つ目の○、生活保護扶助費 11 億 1,042 万 3,000 円につきましては、生活保護被保護者に対する各種の扶助費を計上するものであります。

115 ページをお開きください。

2 段目、4 款 衛生費 1 項 1 目 保健指導費の説明欄 3 つ目の○、保健衛生事務費 1,557 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために設置した「鹿沼市地域外来・検査センター」に関わる運営費が主なものであります。

同じ説明欄 4 つ目の○、子育て保健サービス事業費 9,698 万 6,000 円につきましては、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療の扶助費が主なものであります。

119 ページをお開きください。

2 目 予防費の説明欄 1 つ目の○、予防接種費 2 億 6,195 万 9,000 円につきましては、BCG や四種混合、二種混合、水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン、風しん第 5 期、ロタウイルス感染症などの定期予防接種、及び幼児インフルエンザ等の任意予防接種の医薬材料費及び委託料が主なものであります。

121 ページをお開きください。

同じく予防費の説明欄 2 つ目の○、がん予防対策事業費 8,643 万 1,000 円につきましては、各種がん検診にかかる集団検診と個別検診の委託料が主なものであります。

125 ページをお開きください。

下の欄、4目 診療所費の説明欄4つ目の○、休日・夜間急患診療所費 4,142万9,000円につきましては、休日・夜間急患診療所における診療の委託料が主なものであります。

127 ページをお開きください。

下の欄、5目 広域救急医療対策費の説明欄の○、病院群輪番制病院運営等事業費8,106万1,000円につきましては、上都賀総合病院、御殿山病院、西方病院への2次救急運営に対する補助金が主なものであります。

以上で、「令和4年度鹿沼市一般会計予算」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第2号 「令和4年度鹿沼市一般会計予算」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書、9ページをお開きください。

上から3つ目の段、13款 分担金及び負担金 2項2目 民生費負担金の説明欄、1節 社会福祉費負担金の、こども発達支援センター通園負担金 4,451万8,000円につきましては、児童福祉法に基づく「鹿沼市こども発達支援センター あおば園」での療育や発達相談などの事業に対する「栃木県国民健康保険団体連合会」からの運営負担金であります。

次に、そのすぐ下の欄、2節 児童福祉費負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金 1億3,788万3,000円及び、次の保育所運営費扶養者負担金 2,527万1,000円につきましては、市内と市外の民間保育園並びに、市内の公立保育園に入所する3歳未満児クラスの保育料収入であります。

次に、15ページをお開きください。

下の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金の説明欄、2節 児童福祉費国庫負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 11億8,551万4,000円につきましては、民間保育園や認定こども園などへ支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は2分の1であります。

次に、18ページをお開きください。

一番上の欄になりますが、同じく2節、児童福祉費国庫負担金の児童手当費国庫負担金 9億3,927万3,000円、及び次の児童扶養手当費国庫負担金 1億1,382万円につきましては、それぞれの手当の支給に係る負担金であります。

次に、下の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄、2節 児童福祉費国庫補助金の児童福祉総務事務費国庫補助金 1億3,324万3,000円につきましては、延長保育や一時預かり、地域子育て支援センター及び放課後児童クラブなどの事

業に伴う補助金で、この中に放課後児童クラブ支援員等の賃金を引き上げる処遇改善にかかる補助金も含まれております。

また、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫補助金 4,173 万 2,000 円につきましては、民間保育士等の賃金を引き上げる処遇改善にかかる 4 月から 9 月までの補助金であります。なお、10 月分以降につきましては、通常の保育園等の運営費である施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金の中に含まれております。

次に、21 ページをお開きください。

3 番目の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄、2 節 児童福祉費県負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 5 億 9,275 万 6,000 円につきましては、国庫負担金同様に民間保育園や認定こども園などへ支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は4分の1であります。

次の児童手当費県負担金 2 億 735 万 6,000 円につきましては、国庫負担金同様、児童手当の支給に係る負担金であります。

次に、23 ページをお開きください。

16 款 県支出金 2 項 2 目 民生費県補助金の説明欄、2 節 児童福祉費県補助金の児童福祉総務事務費県補助金 1 億 1,578 万円につきましては、国庫補助金同様に延長保育や一時預かり、地域子育て支援センター及び放課後児童クラブなどの事業に伴う補助金であります。

次の施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 1 億 1,248 万 7,000 円につきましては、国庫補助金同様、特別保育事業等に対する県補助金などであります。

次に、下から2番目の欄、3 目 衛生費県補助金の説明欄、1 節 保健衛生費県補助金の下から3行目、こども医療対策事業費県補助金 9,008 万 8,000 円につきましては、こども医療費助成に係る補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

101 ページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 6 目 女性青少年費の説明欄、一番下の○、結婚対策費 977 万 3,000 円につきましては、104 ページの一番上に飛びますけれども、所得の低いカップルの結婚を経済的に支援する、結婚新生活支援補助金が主なものであります。

次に、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄になりますが、こちらは 106 ページをお開きください。

1 番目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 30 億 4,677 万 4,000 円につきましては、民間保育園、認定こども園、幼稚園等への委託費や負担金及び特別保育事業に対する推進費補助金などが主なものであります。

次に、その下の欄であります。2 目 保育所費の説明欄の○、保育所運営費 3 億 1,010 万 3,000 円につきましては、公立保育園 7 園の運営経費で、会計年度任用職員保育士等の報酬や給食材料費などが主なものであります。

次に、107 ページをお開きください。下の欄になりますが、3目 こども支援費の説明欄、2番目の○、児童手当費 13億 5,466万 2,000円につきましては、中学校修了時までの児童を養育している親などに支給する児童手当の扶助費が主なものであります。

次に、110 ページをお開きください。

一番上の○、放課後児童健全育成事業費 2億 3,817万 5,000円につきましては、市内31カ所の放課後児童クラブへの運営委託料や令和5年度に老朽化による建て替えを予定している、さつきが丘学童施設の調査・設計委託料が主なものであります。なお、運営委託料には学童支援員の処遇改善費用が含まれております。

2つ目の○、ひとり親家庭福祉対策費 1,594万 5,000円につきましては、DVなどから保護するため、母子生活支援施設への措置費やひとり親家庭の自立支援教育訓練及び、高等職業訓練を促進する給付事業が主なものであります。

下から2番目の○、児童扶養手当費 3億 4,153万 7,000円につきましては、児童を養育しているひとり親等に支給する児童扶養手当の扶助費が主なものであります。

一番下の○、子育て家庭支援事業費 1,500万円につきましては、子育て世代を支援する「つどいの広場事業」や「赤ちゃんふれあい体験交流事業」の委託料のほか、チャイルドシートの購入費用補助金、また、112 ページの一番上になりますけれども、令和4年度から新規事業として新生児1人につき1万円分の商品券を交付する「すこやか赤ちゃん応援券事業」に係る児童扶助費が主なものであります。

同じ 112 ページの一番上の○、そのすぐ下になりますけれども、家庭こども相談事業費 526万 4,000円につきましては、虐待や育児放棄などの養育支援が必要な家庭への訪問事業や、生活困窮家庭に対する緊急支援を行う「要保護児童等対策支援事業」の経費であります。

次に、129 ページをお開きください。

4款 衛生費 1項6目 子育て支援保健対策費の説明欄、一番上の○、こども医療対策事業費 3億 4,626万 9,000円につきましては、中学校修了前までの子供に対し、現物給付により医療費を助成する医療扶助費が主なものであります。

次に、大きく飛びまして、ページが大きく飛びまして、235 ページをお開きください。

2番目の段、10款 教育費 6項1目教育振興費の説明欄の○、幼児教育推進事業費 2,206万 5,000円につきましては、幼稚園の一時預かり事業が主なものであります。

以上で、議案第2号 「令和4年度鹿沼市一般会計予算」のうち、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。よろしくお願いたします。

議案第2号 「令和4年度鹿沼市一般会計予算」のうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明をいたします。

まず、主な歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書、13 ページをご覧ください。

14 款 使用料及び手数料 1 項 9 目 教育使用料、右側のページ、2 つ目の欄、2 節 保健体育使用料の説明欄、1 行目、体育施設使用料 3,866 万円につきましては、千手山公園運動施設使用料以下、記載の各体育施設の使用料であり、実績等を勘案して計上しております。

次に、17 ページをご覧ください。

15 款 国庫支出金、1 項 3 目 教育費国庫負担金の右側説明欄 2 行目、校舎等施設整備事業費国庫負担金 789 万 3,000 円につきましては、西小学校屋内運動場長寿命化改良工事に対する負担金であり、交付率は2分の1であります。

次に、19 ページをご覧ください。

15 款 国庫支出金、2 項 5 目 教育費国庫補助金の右側、1 節 小学校費国庫補助金の説明欄 2 行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 4,747 万 4,000 円につきましては、西小学校屋内運動場長寿命化改良工事や、石川小学校給水設備外改修工事、北小学校外周フェンス改修工事に対する交付金であり、交付率は3分の1であります。

次に、2 つ目の欄、2 節 中学校費国庫補助金の説明欄 2 行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 4,228 万円につきましては、北中学校屋内運動場長寿命化改良工事や、栗野中学校トイレ洋式化工事に対する交付金であり、交付率は3分の1であります。

次に、3 つ目の欄、3 節 保健体育費国庫補助金の説明欄、体育施設整備事業費国庫補助金 1,550 万円につきましては、鹿沼運動公園陸上競技場の全天候化工事的设计・監理業務に対する交付金であり、交付率は2分の1であります。

次に、ページが飛びます。25 ページをご覧ください。

16 款 県支出金、2 項 7 目 教育費県補助金の右側 4 つ目の欄、4 節 保健体育費県補助金の説明欄 2 行目、国体・障害者スポーツ推進事業費県補助金 4,070 万 8,000 円につきましては、競技の運営経費等に対する交付金であり、交付率は競技運営が対象経費の3分の2、イベントやおもてなしが対象経費の10分の10であります。

次に、飛びまして 35 ページをご覧ください。

2 段目、21 款 諸収入 3 項 6 目 教育費貸付金元利収入の右側説明欄 2 行目、奨学金貸付金元金収入 1 億 1,480 万 2,000 円につきましては、奨学金貸付金に対する元金返済分の収入として計上したものであります。

次に、3 段目、21 款 諸収入 4 項 2 目 教育費収入の右側、説明欄 2 行目、学校給食共同調理場給食事業費収入 4 億 2,023 万 4,000 円につきましては、共同調理場・各地区共同調理場・単独実施校の給食を受ける児童・生徒・教職員等の給食収入であります。

次に、主な歳出についてご説明をいたします。全員協議会で説明いただいたものを除いた 2,000 万円を超えるものの、主なものについてご説明をさせていただきます。

まず、61 ページをご覧ください。

2 款 総務費 1 項 8 目 財産管理費の右側説明欄 2 つ目の○、市民情報センター維

持管理費 5,855万5,000円につきましては、宮ビルサービス株式会社に委託する指定管理料等の経費であります。

次に、飛びまして69ページをご覧ください。

3番目の欄、13目 芸術文化振興費の右側説明欄、1つ目の○、市民文化センター管理運営費 2億647万3,000円につきましては、公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団に委託する指定管理料等の経費であります。

次に、71ページをご覧ください。

14目 生涯学習費の右側説明欄、一番下の○、自然体験交流センター管理運営費3,191万円につきましては、フロントや宿直などの会計年度任用職員賃金及び光熱水費、警備の委託など施設の維持管理や運営に要する経費であります。

次に、ページが飛びます。199ページをご覧ください。

10款教育費、1項2目 事務局費の右側説明欄、2つ目の○、公立学校非常勤講師報酬 1億5,318万9,000円につきましては、小中学校の非常勤講師57名分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

次に、3つ目の○、教育相談専門員報酬 3,519万3,000円につきましては、いじめや不登校をはじめ、発達に関する相談など様々な案件に対応する教育相談専門員13名分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

次に、201ページをご覧ください。事務局費が続きます。

右側説明欄、1つ目の○、奨学金等貸付事業費 7,974万円につきましては、新規貸付者62人分を見込み、継続を含めた176人に対する奨学金などの貸付に要する経費であります。

次に、203ページをご覧ください。事務局費が続きます。

右側説明欄、1つ目の○、スクールバス管理費 6,811万3,000円につきましては、西小・西中・加園小・栗野小・栗野中に通学する遠距離通学児童・生徒のためのスクールバス運行業務委託などに要する経費であります。

次に、205ページをご覧ください。

10款教育費 2項1目 学校管理費の右側説明欄、2つ目の○、小学校管理費 1億3,304万4,000円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱水費など小学校24校の維持管理経費であります。

次に、一番下の○、校舎等維持補修費 1億999万4,000円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン借上料など、小学校24校の施設維持に要する経費であります。

次に、207ページをご覧ください。小学校費が続きます。

右側説明欄 1つ目の○、校舎等施設整備事業費 3億8,241万3,000円につきましては、西小学校屋内運動場の長寿命化改良工事や、石川小学校の給水設備外改修工事、北小学校外周のフェンス改良工事など、施設整備に要する経費であります。

次に、209 ページをご覧ください。小学校費が続きます。

右側説明欄の○、情報化教育推進事業費 1億 2,603 万 5,000 円につきましては、小学校における ICT 支援員やパソコン・タブレットの借上料、機器修繕など、情報教育の環境整備に要する経費であります。

次に、2 目 教育振興費の説明欄、2 つ目の○、教材教具購入費 5,534 万 5,000 円につきましては、小学校における教材消耗品や備品購入に要する経費であります。

次に、3 つ目の○、要保護・準要保護児童援助費 2,965 万 2,000 円につきましては、経済的理由により、就学が困難な児童、約 380 人に対する教育扶助費であります。

次に、下の段 10 款 教育費 3 項 1 目 学校管理費の右側説明欄、1 つ目の○、外国語指導助手報酬 5,040 万円につきましては、小中学校の外国語活動及び外国語科の授業を補助する外国語指導助手 14 名分の報酬であります。

次に、211 ページをご覧ください。

右側説明欄 1 つ目の○、中学校管理費 8,925 万円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱費など中学校 10 校の維持管理経費であります。

次に、2 つ目の○、校舎等維持補修費 6,311 万 9,000 円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン借上料など中学校 10 校の施設維持に要する経費であります。

次に、213 ページをご覧ください。中学校費が続きます。

右側説明欄 1 つ目の○、校舎等施設整備事業費 2億 7,282 万円につきましては、北中学校屋内運動場の長寿命化改良工事や栗野中学校のトイレ洋式化工事などに要する経費であります。

次に、215 ページをご覧ください。中学校費が続きます。

右側説明欄、1 つ目の○、情報化教育推進事業費 3,885 万円につきましては、中学校におけるパソコン借上料や機器修繕等、情報教育の環境整備に要する経費であります。

次に、2 目 教育振興費の右側説明欄、2 つ目の○、教材教具購入費 2,780 万 1,000 円につきましては、中学校における教材消耗品や備品購入等に要する経費であります。

次に、3 つ目の○、要保護・準要保護生徒援助費、3,356 万 4,000 円につきましては、小学校同様、経済的理由により、就学が困難な生徒、約 240 人に対する教育扶助費であります。

次に、217 ページをご覧ください。

10 款 教育費 4 項 2 目 図書館費の右側説明欄、2 つ目の○、図書館管理費 7,160 万 4,000 円につきましては、本館と栗野館の施設維持管理経費及び図書館業務システム運用費並びに東分館の指定管理など、業務委託に要する経費であります。

次に、219 ページをご覧ください。図書館費の右側説明欄、1 つ目の○、図書館資料充実費 2,247 万 1,000 円につきましては、図書や雑誌、視聴覚資料などの購入に要する経費であります。

次に、221 ページをご覧ください。

3目 文化振興費、右側説明欄の一番下の○、文化財保護活動費 2,300万円につきましては、「鹿沼城跡に係る発掘調査」や、「国指定重要無形民俗文化財 発光路の強飯式」「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」などの伝統行事を後世に伝えていくため、地域資源の保存・活用に要する経費であります。

次に、223ページをご覧ください。

右側説明欄、一番下の○、川上澄生美術館 管理運営事業費、1,668万1,000円につきましては、美術館の施設管理運営費のほか、開館30周年を記念する企画展や、市内小中学生を対象とするジュニア版画大賞の開催等に要する経費であります。

次に、229ページをご覧ください。

10款 教育費 5項 1目 保健体育振興費の右側説明欄、3つ目の○、生涯スポーツ振興事業費 1,908万1,000円につきましては、スポーツ協会やスポーツ少年団などへの運営補助金及び第42回鹿沼さつきマラソン大会を初めとする、各種スポーツ大会やスポーツ振興事業などに要する経費であります。

次に、4つ目の○、国体・障害者スポーツ大会推進事業費、2億25万8,000円につきましては、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会の啓発事業、開催準備、開催運営に要する経費であります。

次に、一番下 2目 体育施設費の右側説明欄の○、体育施設 管理運営費 2億8,695万6,000円につきましては、各スポーツ施設の管理運営に関し、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団に委託する指定管理料等の経費であります。

次に、231ページをご覧ください。体育施設費が続きます。

右側説明欄、2つ目の○、体育施設整備事業費 3,100万円につきましては、鹿沼運動公園陸上競技場の全天候化の工事に関する設計・監理業務の委託料であります。

下の欄、3目 学校給食費になりますが、233ページをご覧ください。

右側説明欄、1番目の○、学校給食事業費 7億8,597万7,000円につきましては、鹿沼市学校給食共同調理場、栗野地区学校給食共同調理場及び、5カ所の地区調理場並びに5カ所の単独実施校の、計12調理場における賄材料費などの調理場管理運営に要する経費であります。

次に、一番下の○、学校給食共同調理場施設整備事業費 6,355万3,000円につきましては、調理場の再編成を行い、学校給食の充実と効率化を図るため、津田小学校調理室等を改修し、北犬飼中学校と石川小学校を受配校とする北犬飼地区学校給食共同調理場整備に要する経費であります。

以上で、議案第2号 「令和4年度鹿沼市 一般会計予算」のうち、教育委員会関係の予算についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後1時ちょうどといたします。



(0時07分)

○宇賀神委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○宇賀神委員長 質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、110ページのこの放課後児童健全育成事業費ということで、委託料で、この委託料が2億3,800何がしですけれども、この中で処遇改善ということ、ご説明ありましたけれども、この処遇改善について、もう少し具体的に教えていただきたいと思えます。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えいたします。

処遇改善ということでございますけれども、学童保育に勤務する支援員の処遇改善ということで、この委託料の中に2,531万8,000円の処遇改善費用が含まれております。

170、あ、すみません、272人分、2,531万8,000円の委託料費が含まれておまして、こちらについては、常勤の職員、目安でございますけれども、常勤の職員で月額9,000円程度の給与の引き上げということになります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかに質疑はありませんか。はい、大貫委員。

○大貫委員 そうしましたら、ページ、98ページですね。介護保険施設整備事業費2,265万4,000円ですけれども、グループホームと小規模多機能施設の整備というようなお話でしたけれども、ちょっと場所とか、どう、その位置をどこにつくるのかとか、それによって、どのような効果が得られるのか等、お聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明を求めます。はい、星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

介護保険施設整備事業費ですけれども、こちらにつきましては、令和3年度に公募を行いまして、決定した施設の開設準備、要は備品の購入等ですね、に係る資金の補助金となります。

それで、場所につきましては、千渡地内で、今現在整備を進めているところです。

あとで補正のほうも関係してくるのですけれども、年度内完成ができないということで、整備自体が令和4年度に繰り越しとなりましたので、備品、こちらの開設準備ですね、施設開設準備につきましては、令和4年度に、令和3年度の分を切り替えたという形になっております。

それで、効果ですけれども、介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)におきまして、その中で施設整備、令和3年度において1施設、あ、1ではないですね、すみません、グループホームと小規模多機能型居宅介護支援事業所併設で1事業所、こちらを計画し

ておりまして、その計画に基づきまして、選定を行いまして、今現在、整備中という形になっております。

それで、待機者ですね、計画策定に当たって、待機者の調査を行っておりますので、その待機者が解消されるであろうということを考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、大貫委員。

○大貫委員 わかりました。これで、大体その施設整備って、ほぼ完了といたしますか、例えば、まだ未整備の地域とかっていうのはあるのですたっけ。

○宇賀神委員長 星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

未整備地区につきましては、まだありますけれども、今年度、今期ですね、8期の介護保険事業計画の中では、整備については1カ所ということになっておりますので、来年度、また9期の計画を策定することになりますので、その中で、やはり待機者等ですね、もしくは、これから団塊の世代が後期高齢に移るということで、その辺も見据えた上で、必要に応じて、整備計画を策定していくということになると思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はございませんか。はい、舘野委員。

○舘野委員 では、ちょっと国体関係で、ちょっとお伺いしたいのですけれども、これ、230ページですかね。

大体2億円ぐらいの予算、計上されていますけれども、これの委託料はどこに行くのかと。

あと、今、国体を、今のところ盛り上げてもらう上で、課題というか、今後の、人員不足とか、あと、コロナ関係の感染対策なんかに苦慮していると思うのですけれども、そういった点を、もし、お伺いできればと思います。

○宇賀神委員長 大場国体推進室長。

○大場国体推進室長 国体推進室長、大場と申します。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問なのですが、まず2億円、委託料ということで、いちご一会とちぎ国体大会の市実行委員会のほうに、そのまま委託料ということになります。

それで、実行委員会のほうでは、その2億円を、さらに市の予算内容に準じたものに組み換えをいたしまして、2億円のほうを使うという形になります。

内訳のほうを、わかりやすくというか、まず実施する競技のほうは卓球とバレーボール、それから、デモンストラーションスポーツということで、ウォーキング、それと公開競技で武術太極拳、それから障がい者スポーツ大会のほうで、卓球並びにサウンドテーブルテニスというのが予定されているのですが、それらに振り分けをいたします。

まず共通経費として、PRとか、総務的なものに開催する、使う金額のほうは、2,703万6,000円ほどになります。

それから、卓球競技ということで、1億2,058万3,000円。

それから、バレーボールのほうは、5,138万1,000円。

それで、ウォーキングという競技のほうに100万円ということで、割り振りをいたしまして、2億円を経費として使わせていただくこととなります。

それで、国体をやるに当たりまして、課題と申しますか、皆さんのところにも、極力、市民の方にも届くようにということで、広報かぬま、またはホームページなどを通してPRをさせていただいているところなのですが、まだまだ周知のほうは足りないかなということで、新年度にかけまして、市内に「国体やるんだぞ」というふうなPRをする、例えば、もっと横断幕を増やすとか、本庁舎のほうにも、さらに「今年国体をやるんですよ」ということが市民の皆様にはわかっていただけるような広報、PRのほうを考えているところです。

それから、人員につきましては、日々業務のほうは忙しくなっておりまして、今、ちょうど目いっぱい状態でやっているところであります。

来年本番ということで、私は何とも言えませんが、きっと職員の中から、かなりのお手伝いをいただいたりということで、乗り切っていければというふうにも考えておりますので、そんなふうに対応していきたいと思っております。

それから、コロナについてなのですが、当然、今年の10月に本番が開催されるわけなのですが、全く終息するというのは、なかなか想定するのが難しいかなということで、コロナを想定した大会の開催というのを今考えながら進めているところであります。

県のほうでも、大会についてのコロナ対策の基準というのを設けますので、そちらを遵守するのととも、市独自ということで、例えば、消毒を県の基準以上にやったり、席の消毒というのもこまめにやったりということで、基準以上のものを実行委員会の中で実施して、安全・安心という形で大会を開催していきたいというふうに考えているところであります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 館野委員。

○館野委員 わかりました。では、しっかり盛り上げていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 230ページなのですが、生涯スポーツ振興事業費の中の鹿沼市スポーツ少年団というところでも、ちょっと説明があったのですが、金額的には273万ということで、大した額ではないのかもしれないのですが、この配分について、ちょっと説明をお願いします。

○宇賀神委員長 谷津スポーツ振興課長。

○谷津スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の谷津です。よろしくお願いたします。

谷中委員のご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団の場合は、現在、21 単位団ございまして、団員数が 1,117 名ということでございます。

それで、こちらの単位団のほかに、各指導者等がおりまして、その指導者等が本部として運営のほうを携わっているのですが、こちらの補助金につきましては、単位団に対する補助金と、あとは各競技ですね、に対する補助金。

あと、それにあわせて、そのスポーツ少年団独自の、例えば駅伝交流大会であったり、水泳大会であったり、そちらの経費というのがございまして、そちらが補助金の中身ということになります。

あと、こちらに単位団からの会費等が入りまして、予算となっております。

以上で説明させていただきます。

○宇賀神委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 まあ、200 万でも、いろんなものに分配されているということなのですが、今、やっぱり子供たちの体力が随分落ちているということで、スポーツ少年団、学校の体育だけではなくて、スポーツ少年団も大事な活動ではないかという考えとですよ。

今、コロナ禍で、やっぱり活動が休止ということで、ますます団員が少なくなってきて、入っている人だけで、その運営していく会費というのですかね、それがすごく高くて、結局そのお金が大変で入れないという声も出てきているのですが、その辺については、スポーツ少年団を管理しているほうでは、どんなふうにお考えか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○宇賀神委員長 谷津スポーツ振興課長。

○谷津スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の谷津でございます。

各、お子様とか、保護者の方が、会費等で参加できないということなのだと思うのですが、こちらについては、特に補助という形ではなかなか難しいので、人為的なものですね、あとインストラクターの方、こちらの単位団を運営している方等が、こちらのほうにお手伝いをしたり、あと、各単位団のほうで、工夫しながらやっている形でございます。

あと、スポーツ少年団の場合は、学校のほうに、学校開放の前の時間なのですが、無料で施設のほうを、学校施設を使わせていただくなど、利用についての配慮という形でやらせてはいただいております。

それ以外の、なかなか、会費等が、援助等はなかなか難しいのですが、できるだけ工夫してやっていただくようなことで考えてございます。

以上でございます。

○宇賀神委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 個人でね、やはりスポーツ少年団に入って、個人で使うものというものは、もうね、自分たちでというのはしょうがないかなと思うのですね。

ただ、例えば、体育館で使うものなんかに関しては、夜間体育で使うような、バレーボールというネットとか、いろいろありますよね。

また、ほかのスポーツも、もちろんバドミントンでもネットを使ったりで、結構スポーツ少年団って、自分たちでそのネットも管理しなくてはならないみたいなのがあるのですよ。

そうすると、何年かに1回は結構高額なものを、もちろんユニフォームなんかもつくらなくてはならないのですけれども、そういうものもあるのです、その辺は、学校で使うものと、もちろん分けなくてはならないというものもありますけれども、その、やっぱり子供たちが使っているものですから、その辺は、例えばですね、では、バレーのネットだとして、学校の体育ではほとんど使わないって思っています。

それで、スポーツ少年団で週に何回か使う。夜間体育で毎日使う。

それを別々に使って、何年間もつかと言ったら、結構毎日使っても同じぐらいしかもたないのだと思うのですよ。

だから、その辺の、やはり、ちょっとやりくり、縦割りににはなっているけれども、そういうことで、負担なんかもないように、だんだん考えていただければと思うのですけれども、その辺は、まあ回答は求められないので、そこは要望というか、今後、そういうのをやはり考えていただかないと、スポーツ少年団の人員がだんだん減ってしまうので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

はい、すみません、ありがとうございました。

○宇賀神委員長 ほかに質疑はありませんか。はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 224 ページの一番下のこの川上澄生美術館管理運営費ということで、先ほどのご説明で、この30周年事業を行うということでありましたけれども、どんな内容のことを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。よろしくお願いたします。

川上澄生美術館につきましては、令和4年度に30周年を迎えるということで、あわせて、川上澄生の没後50年という記念すべき年ということでありますので、特別企画展としまして、川上澄生の全貌展というような特別展を企画しております。

また、あわせて記念講演会としまして、初代館長でありました小林氏をお迎えしての記念講演会を考えております。

その特別企画展の内容でございますけれども、川上澄生の特に全貌がわかるような代表的な作品を10のテーマに分けて、前期・後期の2期で展示をしていきたいと考えております。

以上で終わります。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 はい、ありがとうございます。

前期・後期ということですが、ちょっと時期的に大体、前期がいつから、後期がいつからということで、ちょっとお聞かせください。

- 宇賀神委員長 はい、渡辺文化課長。
- 渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。  
前期が9月の10日から11月27日まで。  
それで、後期が12月3日から3月の26日までとなっております。  
以上です。終わります。
- 宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鈴木委員。
- 鈴木敏雄委員 232ページの体育施設整備事業費、3,100万、委託料が測量・設計・監理ということで、3,100万で、先ほどのご説明で、この運動公園の陸上コースですか、全天候型というご説明ありましたが、この全天候型というの、ちょっと私、よくわからないので、もう少し、どういうふうな改修をするのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。
- 宇賀神委員長 谷津スポーツ振興課長。
- 谷津スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の谷津です。よろしく申し上げます。  
鈴木委員のご質問にお答えいたします。  
鹿沼運動公園の全天候化につきましては、現在、鹿沼運動公園は、シンダーといひまして、土の舗装になってございます。  
県内他市の状況を見ましても、なかなか土のグラウンドというのが、土のトラックですね、競技用の400メートルのトラックが土の状態ですので、それを雨天時でも使えるような、全天候化舗装、ウレタンの舗装を行いまして、全天候化トラックのほうに変更するというような計画でございます。  
あと、現在のところ、それに向けての設計費として、これを今回計上させていただいてございます。  
以上でございます。
- 宇賀神委員長 鈴木委員。
- 鈴木敏雄委員 そうしますと、完成のほうはいつ頃を予定しているのでしょうか。
- 宇賀神委員長 谷津スポーツ振興課長。
- 谷津スポーツ振興課長 お答えいたします。  
完成は4年度設計の5年度中の完了、完成を目指しております。  
以上でございます。
- 宇賀神委員長 ほかにご質疑、はい、鈴木委員。
- 鈴木敏雄委員 あと1つだけ、ちょっと、234ページですね。  
この一番下の欄の学校給食共同調理場施設整備事業費で、6,355万3,000円ですか。  
先ほどのご説明で、北犬飼、津田小学校を起点とした北犬飼中学校、その近辺の小学校の共同調理場ということでありませうけれども、調理場の詳細について、ちょっとご説明願います。
- 宇賀神委員長 高橋学校給食共同調理場長。

- 高橋学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の高橋です。  
鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。  
北犬飼地区学校給食共同調理場の整備概要ということだったと思うのですが、津田小学校内の調理場を拠点といたします。  
食数といたしましては、全体で 630 食程度を考えております。  
それで、令和 4 年度に津田小・石川小の改修工事、備品等の購入等を考えております。  
それで、令和 5 年 4 月に給食業務委託により、運用の開始を予定しております。  
以上で説明を終わります。
- 宇賀神委員長 鈴木委員。
- 鈴木敏雄委員 ちょっと北犬飼地区について、私もちょっと不勉強でわからないのですが、普通、大体拠点としてある場合、一番大きな石川小学校を拠点とすると思うのですが、津田小学校をやった、ちょっと理由をお聞かせください。
- 宇賀神委員長 高橋学校給食共同調理場長。
- 高橋学校給食共同調理場長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。  
確かに津田小が一番大きいところなのですが、調理室の形状等を考えますと、改修を行うに当たりまして、石川小の調理場のほうが、改修したほうが非常に拠点校として相応しいということで、石川小で調理場を改修したいということで考えております。  
以上で説明を終わります。  
津田小のほうが給食の、給食調理場の改修が相応しいということで、津田小につくりたいと考えております。  
以上で説明を終わります。
- 宇賀神委員長 はい、鈴木委員。
- 鈴木敏雄委員 そうしますと、津田小の調理場が一番、今までも大きかったという理解でよろしいのですか。
- 高橋学校給食共同調理場長 ただいまの質問にお答えします。  
津田小の調理室の形状が非常に拠点校として相応しいということで、調理室の改修をしたいということで、拠点校となります。  
以上で説明を終わります。
- 宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰻原委員。
- 鰻原委員 14 ページの歳入のね、体育施設使用料なのですが、実績に勘案して、こういう予算書ができたかと思うのですが、コロナ禍においてね、そういう運動施設というのは割合、その利用する人が多かったのか。  
やはり利用者数は減ったのか。  
そうすると、4 年度はコロナの影響をどのように見たのか、お答え願いたいと思います。
- 宇賀神委員長 谷津スポーツ振興課長。
- 谷津スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の谷津です。よろしく申し上げます。

鰐原議員のご質問にお答えいたします。

やはりコロナ禍におきまして、体育施設の休止の期間とか、自粛期間とかがございましたので、実際のところ、使いたくて、使えないというような状況でございました。

緊急事態宣言中であつたり、まん延防止等重点措置期間中に使用を制限したりしていただきましたので、それで使用ができなかったのも、使用料が入らなかったということもございまして、減少しております。

令和4年度の予算につきましては、過去の状況で、実際は令和元年までの状況を勘案しながら、2年度と3年度の状況を見ながらの予算となっておりますので、若干低めに設定はされてございます。

以上で説明とさせていただきます。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございました。

それと、1問ずつ、鈴木さん、続けてやったからと思ったのだけれども、いいよ、やって。

○宇賀神委員長 では、大島委員。

○大島委員 35ページ・36ページの諸収入。

教育総務費の貸付金なのですけれども、コロナの状況で、貸付金の、この返済の収入は、いくらか、猶予されるのかなと思っていただいておりますけれども、上の商工費なんかを見ると、やっぱりコロナで経済状況が大変だと、なかなか返済が大変になるかな。

教育費に関しては、逆に生活が大変なので、貸付が多かったので、その分返済が増えてくるのか、いろいろ予想されるのですけれども、ちょっとこの中身について、もう少し詳しく教えてもらいたい。

○宇賀神委員長 駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

大島委員のご質問にお答えしたいと思います。

奨学金の貸付元金収入につきましては、昨年度に引き続き、それほど大きな違いはないのですけれども、やはりご指摘のとおり、コロナの影響で、定職につけなかったり、収入が安定しないということで、一定期間の猶予をいただきたいということがあったのですが、返済に関しては、連絡がとれているものが多くて、現在のところ、約94%の方が返済をいただいているというところでございます。

滞っているといたしますか、一応猶予をしている方、6%については、いろいろな健康上の理由とか、いろいろな理由のところで、連絡がとれておりますので、過去の中でも、過年度の中で、滞納はあったのですけれども、それなりに、今年については、返済はされているということでございます。

ただ、借り受けが、貸付のところもあるのですが、やっぱり数的には大学に行けなかったり、退学ではないのですけれども、そういうものがありまして、貸付は若干減っていると



というような現状でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 62 ページのね、市民情報センター維持管理費、これ教育委員会のほうから宮ビルサービスへ指定管理者でお金を払うということに説明からすると理解したのですが、市民情報センターそのものは、全部教育委員会の管理施設になりますか。

○宇賀神委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

情報センターの管理につきましては、教育委員会の所管で、指定管理を宮ビルのほうに委託しております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 教育委員会の管理施設であるということはわかりましたのですが、そうしますと、こういうものはやっぱり教育財産に入るのですか。一般財産というのかな、そういう仕訳になりますか？

○宇賀神委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

教育の財産ということになります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 教育財、そうすると、市民情報センターは教育財産であると、そのような理解でよろしいですね。

○宇賀神委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

そのとおりでございます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 ちなみに伺いますが、文化センターも教育財産ということになりますか。

○宇賀神委員長 渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長、渡辺です。

文化センターにつきましても同様でございます。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

続いて、ではだめだったな。こっちが。

○宇賀神委員長 大島委員。

○大島委員 歳出について伺いますけれども、113 と 114 ページの3款民生費3目生活保護費の2目扶助費、その欄の2つ目の○で、生活保護扶助費 11 億 1,000 万何がし、その

下に扶助費の内訳がそれぞれいくらって書いてありますけれども、その対象人員をそれぞれの項目ごとに教えてください。

○宇賀神委員長 執行部の説明を求めます。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

詳細の数字につきましては、ただいま資料が手元にないものですから、確認をして、はい。

はい、すみません。

生活保護扶助費ですけれども、扶助費の生活扶助費につきましては、530世帯。

教育扶助費が80世帯。

住宅扶助費が450世帯。

医療扶助費が650人。

出産扶助費1人。

生業扶助費80世帯となります。

葬祭扶助費は10世帯。

介護扶助費が140人。

就労自立給付費が3人。

進学準備給付金が3人でございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 218ページにね、図書館管理費7,160万4,000円。

これは本館と栗野館と東館ということだと思うのですが、各々の館別の管理費がわかればお伝えしたいのですけれども。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。よろしくをお願いします。

今、鰐原議員の質問ですが、本館、栗野館、東分館ごとの館ごとの管理経費ということで、内訳を示せという話なのですけれども、ちょっとそこまでは細かく出しておりませんので、ちょっとお時間いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。お願いいたします。

○田野井図書館長 はい。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、大貫委員。

○大貫委員 ちょっとどこにあるのか、ちょっとわからないので、内部資料で、主な新規事業で、障がい福祉施策の充実で、基幹相談支援センターの新設、創設というのがあって、その予算が3,332万円ということだったので、この詳細についてお聞きしたいのですけれども、例えば事業所はどこに、センターをどこに設置するのかとか、そこにどういう人たちが配置になるのかとか、主な業務内容で、どんな効果が期待されるのか、

ちょっと教えていただければと思います。

あと、この3,300万円の主な、この支出の中身はどんなものが。

○宇賀神委員長 はい、川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

ただいま大貫委員からの質疑につきましては、予算上は説明書の90ページ、上から2つ目の○、地域生活支援事業費の中の12節委託料、これの管理運営5,499万7,000円に含まれております。

それで、まず基幹相談支援センターの場所ではありますが、4月から開設する準備を進めておりますのは、やまびこ荘の1階でございます。

それで、この予算の主な事業の説明の中で紹介、掲載しました3,332万円の内訳であります。まず人件費としまして、専任の職員5人と兼務の職員2人分が2,760万円。

事務費及び事業費が400万円。

あと、専用車6台の維持費が172万円という積算になっております。

それで、ここに配置される職員であります。現在も、これまでもですね、市の一般相談業務を委託しておりました希望の家の中にあるPLOW（プラウ）、及び鹿沼病院内にあるせいわの職員をこちらに集約、1カ所に集約して、専門的な相談に当たってもらうこととしております。

令和3年度現在で、14市のうち、既にもう9市で設置が済んでおりまして、鹿沼市は今度10番目という状況であります。

その基幹相談支援センターの必要性でありますけれども、従来、身体障がい、または知的障がい、そして、精神障がいに加えて、平成25年の障害者総合支援法改正後に難病の方もその対象に加わった。

また、発達障がい及び強度の行動障がいをお持ちの児童も、このところケースとして増えてきていると。

その辺、その新たな障がい対応が増加していることがまず挙げられる。

それで、また、国のほうが、これは以前から、もう施策として進めているのですが、施設入所や精神病院長期入院の方を地域生活へ移行、なるべく移行させたいというふうな指針がございまして、そのためにも、この基幹相談支援センターの役割がその一つにもあると。

また、障がい者自身の高齢化、あるいは、その重度化、そして、在宅で介護する親御さんの高齢化などへの不安、障がい者自身の不安が課題として考えております。捉えられておりますので、それらへの対応もしていきたいと。

つまり、障がい者のニーズがもう多様化している。そういった多様化しているニーズに応えるために、やはり人間を1カ所に集めて、その障がい種別にかかわらず、様々な相談に応じていきたいというところがねらいでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、大貫委員。

○大貫委員 すみません、では、あと1点だけ。

これ、PLOWとせいわの人たちが集まるだけで、増員とか、そういう体制の強化はないでしょうか。

○宇賀神委員長 川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 そうですね、先ほどの説明で少し漏れてしまいました。

このPLOWは専ら知的障がいの専門分野、それで、せいわが精神障がいの専ら専門分野で、そこにシンフォニーあわの、身体障がい者入所施設を運営しているシンフォニーあわの職員も1人、さらに、社会福祉協議会の職員もさらに1人、これは4月からすぐというわけではないのですが、令和4年度中に、やはりこのセンターへ相談員として加わっていただく予定となっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 216ページのこの、やはり下のほうの、要保護・準要保護生徒援助費 3,356万4,000円ってありますけれども、この内訳について、人数は240人ってお聞きしましたけれども、内訳について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。よろしくお願いたします。

鈴木委員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

内訳ということでございますけれども、まず学用品費、それから通学用品、それから給食費、それから修学旅行費、校外活動宿泊、それから校外活動宿泊費のありとなしですね、日帰りか宿泊か。

それから、眼鏡の助成と、あと虫歯の治療費ということになります。

以上です。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 前に議会のほうの一般質問でも、その前にちょっと、金額的なものを教えていただける、今の内訳ですね。

○宇賀神委員長 はい、大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

金額的なものということでございますので、お答えさせていただきます。

まず学用品費につきましては、年額2万2,730円でございます。

通学用品につきましては、年額2,270円。

それから、給食費につきましては、月額、全額の助成となっております。

それから、修学旅行につきましては、対象経費分ということになってございます。

それから、校外活動につきましては、宿泊費ありが上限6,210円。日帰りの場合は2,310円。

虫歯治療費につきましては、学校検診時に確認された虫歯ということで、治療費はそれに限るということと。

眼鏡につきましては、1万7,600円以内ということになってございます。

以上です。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 1人当たりで今金額を教えてくださいました。

前に、議会の一般質問でも、私とか、あと芳田先生とか、眼鏡について、これ質問しましてね、眼鏡も取り入れていただいたということで、すごくありがたいのですが、眼鏡については、その使用の人数とか、増えているのか、減っているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○宇賀神委員長 はい、大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 こちらは、前年度、令和2年度の27人ということで、予算のほうは見込んでございます。

以上です。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 年々増えている、それとも大体横ばいなのですか、大体、いつも、大体、人数的には。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 答えさせていただきます。

横ばいぐらいの数字ではないかというふうに思っております。

以上です。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。鰐原委員。

○鰐原委員 128ページにね、病院の輪番制病院運営等事業ということで、2次救急病院に対する、上都賀総合病院、御殿山病院、西方病院という説明を受けましたけれども、各々の病院のこの事業費の割合がわかれば、教えていただきたいのですが。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。

今の3病院の事業費の内訳ということですが、まず上都賀病院につきましては、4,500万。

御殿山病院につきましては、1,670万。

西方病院につきましては、1,655万円となっております。

説明は以上になります。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○宇賀神委員長 はい、田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。すみません。

先ほどの鰻原委員のご質問に対する回答でございます。

時間がかかって、大変申し訳ありませんでした。

まず、最初にお話させていただきたいのですが、まず、例えば、図書館システムにかかわる経費とか、どうしても按分できないものもありますので、それは本館に付せられているところがあるのは、ちょっとご承知おきいただければありがたいと思っております。

それで、内訳を説明いたします。

まず、トータル 7,160 万 4,000 円のうち、本館にかかわる経費が 2,913 万 8,000 円でございます。

また、栗野館にかかわる経費が 6,648 万円。

それで、東分館にかかわる経費が 3,581 万 8,000 円となっております。

時間がかかって、大変申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

すみません、栗野が 664 万 8,000 円です。大変失礼しました。ごめんなさい。

はい、以上です。

○宇賀神委員長 はい、鰻原委員。

○鰻原委員 あのね、私、これ、今、栗野館を利用者は割合少ないのではないかって思っているのですよ。

それで、あまり負担かけては悪いなと思ったものですから、まあ 664 万でね、あれが維持管理できるということはね、これからも残しておいてもらいたいなと思います。ひとつよろしく願いいたします。

それと、また、間おかないと、隣から注意を受けるので。

○宇賀神委員長 では、大島委員。

○大島委員 233 と 34 ページ、学校給食費ですね。

10 款 5 項 3 目、学校給食事業費 7 億 8,597 万 7,000 円のうちの需用費 4 億 9,762 万 5,000 円。

特に、その賄い材料費 4 億 2,700 円、あの、地産地消を進めていただきたいと思って、その材料費の地元購入率といいますかね、そんなのがわかれば、教えてもらいたいなど。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。高橋学校給食共同調理場長。

○高橋学校給食共同調理場長 学校給食調理場長の高橋です。

賄い材料費における地産材の率なのですけれども、申し訳ありません。ちょっと数字のほう、把握はしてございません。

説明は以上になります。

○宇賀神委員長 それは後で調べる。

○高橋学校給食共同調理場長 はい、後で調べてお答えしたいと思います。

○宇賀神委員長 はい。鰻原委員。

○鰻原委員 200 ページにね、教育相談専門員 13 名というような予算書が載っていますわね。

それで、いじめとか、不登校だとかね、発達障がいの方々の児童生徒の相談に当たるといことでしょうけれども、これ、もちろん、その親御さんに対しても、相談に当たるといようなことでよろしいのですか。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

鰐原委員のご質問にお答えいたします。

はい、鰐原委員、おっしゃるとおり、保護者同席の場合もございます。

以上です。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それでね、やっぱり身近にもいますよね、不登校になって、そうすると、うち中が大変ですよ。その不登校になった家庭が大変だと思うのですよ。

それで、鹿沼市にはね、そのいじめの相談とか、不登校の相談とかね、発達障がいの相談というのは、どのくらい、この予算の範囲内だと、こういく、相談が寄せられたりね、解決ができるのだろうかと思うのですけれども、その辺、ご説明願えればと思う。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。はい、大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

すみません、お待たせいたしました。

鰐原委員のご質問にお答えをさせていただきます。

総合教育研究所のほうで相談等、行っているところでございますけれども、過去3カ年です、の相談件数につきましては、平成30年が3,276件、令和元年3,201件、令和2年度2,531件という数字になってございます。

令和2年度が若干低い件数になっているのは、コロナの状況もございまして、面接等、ちょっと控えていたということがございまして、こういった件数になってございます。

続きまして、いじめの件数なのですけれども、こちら、やはり3カ年の数字についてなのですけれども、まず平成30年につきましては、いじめの認知件数が186件、令和元年度の認知件数が163件、令和2年度が156件でございました。

また、解消件数につきましては、平成30年度が158件、令和元年度134件、令和2年度151件でございました。

解消率につきましては、平成30年度92.5%、令和元年度95.7%、令和2年度96.8%でございました。

それから、いじめの相談に対する市の予算と申しますか、につきましては、もちろん教育相談専門員などの相談です、費用が先ほどご説明いたしました、3,519万3,000円。

それから、いじめ問題対策委員会というものを組織しておりまして、そちらの委員報酬ということで、こちら弁護士さんを2人、委嘱といいますが、しておりまして、そちらの予算が2万4,000円ほどということになってございます。

以上で説明を終わります。

- 宇賀神委員長 はい、鰐原委員。
- 鰐原委員 不登校の方はどのくらいおられます？
- 宇賀神委員長 はい、大貫学校教育課長。
- 大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。  
お待たせして申し訳ございません。  
鰐原委員の質問にお答えいたします。  
まず、平成 30 年度につきましては、不登校の方が 106 人、令和元年度 141 人、令和 2 年度 143 人でございました。
- 以上です。以上で説明を終わります。
- 宇賀神委員長 鰐原委員。
- 鰐原委員 相談員の方、大変だと思うのですがけれどもね、ひとつよろしくお願いします。  
どうも答弁ありがとうございました。
- 宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鈴木委員。
- 鈴木敏雄委員 先ほどの鰐原委員の質問の図書館の内訳ですけれども、東館が 3,581 万何がしということで、これは指定管理料の金額ということによろしいわけですか。
- 宇賀神委員長 田野井図書館長。
- 田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。  
鈴木委員のご質問にお答えいたします。  
先ほどの東分館 3,581 万 8,000 円のうち、指定管理料が 3,569 万円になります。  
それ以外の費用といたしまして、図書館協議会の会費的なものがありますので、若干、そのプラスアルファになっているような状況でございます。  
以上でございます。
- 宇賀神委員長 はい、鈴木委員。
- 鈴木敏雄委員 この指定管理、東館、指定管理料になっています。  
指定管理業者の名前、もう一度、ちょっとお聞かせください。
- 宇賀神委員長 田野井図書館長。
- 田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。  
指定管理料の支払先でございますね、委託先でございますけれども、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。  
以上でございます。
- 宇賀神委員長 鈴木委員。
- 鈴木敏雄委員 もう一度お聞きしますけれども、シダックスさんで、その指定管理にしたその効果について、ちょっと教えてください。
- 宇賀神委員長 はい、田野井図書館長。
- 田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。  
シダックスさんとのですね、平成 26 年度から、すみません、平成 30 年度までが最初



の5年間、それで、現在が令和元年度から令和5年度までの5年間の2回目の契約となっております。

やはり効果の一番大きなところは、指定管理導入前と比較いたしまして、人件費の削減に当たるかと思えます。

また、サービスの拡充という点でございますけれども、本館・栗野館につきましては、休館日ですね、毎月第3木曜日を休館日としております。これは資料の整理日ということで設けてございます。

また、開館時間につきましても、東分館につきましては、毎日夜7時までとなっておりますので、そこら辺、サービスの拡充ですね。

また、子供、主に、東分館自体が、児童書を中心にそろえているところもありまして、子供たちを対象とした事業の拡大とかもありまして、そういったところ、プラスアルファの効果があるのかなと思っております。

以上でございます。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 非常に指定管理にした効果が出ていると。

そうしますと、うまくいっている事例だと思いますけれども、そうしますと、このほかの栗野館とか、その指定管理、広げるようなお考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○宇賀神委員長 はい、田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。よろしく申し上げます。

東分館がもう6年、7年目ぐらいになる、指定管理を入れてから、そのくらいになりますので、ゆくゆくは本館とか、栗野館もそんな形になるのかと思えますけれども、ちょっとその辺については、まだ現時点では決まっておられませんので、ただ、県内を見ても、大体県内55の図書館があります。

そのうち70%が指定管理に移行しております。

そういった状況もありますので、世の流れというか、なのですけれども、そういったところも踏まえて検討するところなのかもしれません。

以上でございます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。はい、谷中委員。

○谷中委員 すみません、218ページに、社会教育推進費ということで、コミュニティスクールとか、学校支援ボランティアと言っていたような気がするのですがけれども、鹿沼、鹿沼大学総合大学部、カレッジがやっているような講座とかがある大学がありますよね、講座のね。

それで、そのカレッジに払っているというか、そこのお金というのは、どこに書いてあるかというか、どこに入るか教えてもらっていいですか。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

すみません、少々お時間ください。

○宇賀神委員長 それでは、暫時休憩といたします。

再開は、2時10分で、はい、お願いします。

(午後 2時00分)

○宇賀神委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時10分)

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。はい、塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

先ほどは申し訳ございませんでした。

委員のおっしゃっております生涯学習講座なのですが、これにつきましては、218ページの社会教育推進費ではなくて、72ページ、72ページのですね、14目の生涯学習費、右側の72ページの生涯学びのまち推進事業費の中の12節委託料の開催の項目であります164万8,000円ですね、こちらのほうが生涯学習の企画運営を行っております、マイカレッジのほうに委託している委託料となります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、わかりました。すみません。ずっと見ていたのですけれども、そのページがみつからなくて、聞いてしまったのですけれども、それで、生涯学習ということで、講座でやはり鹿沼市って、ずっと力を入れてきてやってきたと思うのですけれども、やはりコロナ禍で、随分受講者が少なくなってきたというのも当然だと思うのですけれども、何か、やはり令和4年度のためにとというか、新しい講座なんか民間の講師の方とか、カレッジ事務局が探して、いろいろ新しいものに関しては、何か申し込みが結構きているというお話を聞いたり、お友達なんか申し込んでいるという話なのです。

それで、だんだんその担当の方っていうのが、だんだん高齢になってきたって、自分たちで言っていて、新しい方をそこで勉強させて、事務局として育てたいけれども、やはり今最低賃金を払わないと、若い人は全然きてくれないということで、ずっと何かそのところが、うまくいかないようなお話を前から聞いていたのですけれども、その辺については、この金額というのを少しは増加、増えているのでしょうか。

○宇賀神委員長 塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

この件につきましては、マイカレッジ事務局も当初から、事務局の方がずっと進められておまして、当初、これにつきましては、ボランティアという意識が高かったものから、事務局のほうも、その辺については、金額については度外視といいますかね、あまり要望といいますか、そういうのもなかったわけなのですが、とはいっても、長く続けていただくこと、それと、当初からずっと事務局を担当している方が高齢になっているとい

うことで、世代交代も感じているところでございます。

後継者につきましても、募っているところではあるのですが、まだ育成しているところではあるのですけれども、なかなか人材のほうが見つからないというところも現状でありまして、これについては、予算も含めまして、今後どのような形でできるのか検討してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 やはり生涯学習の学びのまちということで、鹿沼市は結構全国的にも知られているところで、やはりこれはね、いいことだと思うのですよ。

皆さん、市民の方がいろんな生涯学習に興味を持って、自分の学習を広げていくというのはね。

それで、それを勉強した人が、また講師となって、ほかの人にも教えていくということで、いろんな方にそういう機会を与えるということであれば、今更、それをでは、生涯学習課でやりなさいというふうにはならないと思うのですね。

ですから、やはりそのところは、きちんと委託というか、そちらにお願いをするということと。

あと、ふらっと、よく比較されてしまうのは、ふらっとなのですけれども、ふらっとのほうも同じような学習の提供というか、皆さんにアドバイスをしていると思うのですけれども、その辺との絡みもあったりするので、最初このカレッジ事務局は、GLADというボランティアの団体から生まれたカレッジなので、そのところはきちんとやっぱり切り、今は、考え方をきちんとしてもらって、やはりその生涯学習が続くような感じで、今後は考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○宇賀神委員長 はい、高橋学校給食共同調理場長。

○高橋学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の高橋です。

先ほど大島委員からご質問がありました地産地消の率なのですけれども、大変遅くなりました、申し訳ございません。

これにつきましては、令和3年度の金額ベースでの率になります。

地元産、市内なのですけれども、22.08%。

県内産で、44.4%になります。

以上で説明を終わります。

大変遅れて、申し訳ございませんでした。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りします。

議案第2号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに  
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(「異議あり」と言う者あり)

○宇賀神委員長 異議あり、はい。

ご異議がありますので、挙手により採決します。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○宇賀神委員長 はい、賛成多数であります。

したがって、議案第2号については、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。よろしくをお願いします。

議案第3号 「令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について」説明いたします。まず、歳入について説明いたします。

「予算に関する説明書」国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

1段目、1款 国民健康保険税 1項1目 一般被保険者国民健康保険税 18億9,495万4,000円につきましては、被保険者数の推移と所得状況等を考慮し、対前年度比1.3%増といたしました。

次に、5ページをお開きください。

3段目、5款 県支出金 1項1目 特定健康診査等県負担金 2,482万2,000円につきましては、特定健康診査等の県の負担金で、負担割合は基準額の3分の2であります。

4段目、2項1目 保険給付費等交付金 72億2,965万4,000円につきましては、歳出の2款 保険給付費の財源として交付される、1節 保険給付費等普通交付金と、保険者努力支援制度交付金などの2節 保険給付費等特別交付金であります。

次に、一番下の段、7款 繰入金 1項1目 一般会計繰入金 7億1,181万9,000円につきましては、保険基盤安定事業の低所得者軽減の対象額及び事務費分などを国が示す基準に基づき一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7ページをお開きください。

2段目、2項1目 財政調整基金繰入金 1億5,918万5,000円につきましては、歳出の3款 国民健康保険事業費納付金の財源として、国保税等で不足する分を基金から取り崩すものであります。

次に、歳出について説明いたします。

11ページをお開きください。

1款 総務費につきましては、国保事業に要する人件費や電算処理委託料等の事務費を計上したものであります。

13ページをお開きください。

3段目、2款 保険給付費 1項 療養諸費の「計」の欄、61億9,815万3,000円に

つきましては、被保険者に占める高齢者割合の増加等による1人当たり医療費の伸びを踏まえて見込みました。

次に、17ページをお開きください。

3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営の責任主体である県に納付するもので、1項 医療給付費分から、2項 後期高齢者支援金等分、3項 介護納付金分まで、国の確定係数に基づき、県が算出を行い、本市に通知された額を計上したもので、3款全体で26億4,517万4,000円を計上するものであります。

次に、4段目、4款 保健事業費 1項1目 特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査や人間ドック等の受診率向上や、糖尿病重症化予防の推進に取り組み、疾病の早期発見や重症化予防を推進するため、1億1,164万6,000円を計上するものであります。

以上で、「令和4年度国民健康保険特別会計予算」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 8ページの、国保の8ページですね。

これの財政調整基金繰入金ということで、国民健康保険財政調整基金繰り入れですけども、そうしますと、この調整基金の残高はいくらになるのでしょうか。

○宇賀神委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 ただいまの鈴木委員のご質問にお答えします。

令和2年度末の残高が約16億1,000万円となっております。

令和3年度につきましては、予算では3億4,000万円の取り崩しを予定しておりましたが、この後、補正予算のほうでも説明させていただきますが、令和3年度の基金の取り崩しが2億円というふうに、補正する予定になっておりますので、令和3年度の残高が14億1,000万円で、令和4年度、1億5,000万円を取り崩しまして、あれ、数字が書いてない、12億6,000万円の残高となります。

失礼しました。以上です。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 国民健康保険が今広域になっているのですか。

広域になる前が9億の財源が、だんだん取り崩して、ゼロに近い、なくなってしまったと。

それで、広域になって、入ったということは、そのときに基金がどういう状況で、やっぱり増えたわけですか、これ。

○宇賀神委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 ただいまの基金の状況についてであります。広域化された平成30年度、これ以前につきましては、税率がかなり高い状況でありました。

ですので、平成29年当時は24億円ほどの基金がございました。

それで、広域化に伴い、税率の改正を行いまして、鹿沼市の国保税率をかなり引き下げをしました。

それまで県内で一番高い税率だったところを、今 14 市中下から 4 番目の税率というふうになっておりまして、年々 2 億から 3 億程度の基金の取り崩しを行い、現在の残高となっている状況です。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、ほかに質疑はありませんか。

はい、別段質疑もないようですのでお諮りします。

議案第 3 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 したがって、議案第 3 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 5 号 令和 4 年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。よろしくお願いたします。

議案第 5 号 「令和 4 年度鹿沼市介護保険特別会計について」ご説明いたします。

予算に関する説明書、4 番目のインデックス、介護保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

1 段目、1 款 保険料 1 項 1 目 第 1 号被保険者保険料 19 億 7,913 万 5,000 円につきましては、65 歳以上の第 1 号被保険者に対し、保険給付費の 23%相当額を保険料として賦課するものであります。

3 段目、3 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 介護給付費負担金 現年度分 14 億 7,385 万円につきましては、保険給付費のうち、国の負担分として、施設サービス分が 15%、その他サービス分が 20%を見込み、計上したものであります。

4 段目、2 項 国庫補助金 1 目 調整交付金 2 億 8,723 万 8,000 円につきましては、保険給付費の 5%を基準に、第 1 号被保険者のうち 75 歳以上の後期高齢者の割合や所得の分布状況に応じて交付されるものであります。

同じく 2 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の説明欄、現年度分 5,969 万 5,000 円及び 3 目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）現年度分 5,821 万 1,000 円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれ国の交付分として、22.5%及び 38.5%を見込み、計上したものであります。

同じく 5 目 保険者機能強化推進交付金 1,502 万 4,000 円及び 6 目 介護保険保険者努力支援交付金 1,372 万 3,000 円につきましては、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するため、交付されるものであります。

次に、5 ページをお開きください。

2 段目、4 款 支払基金交付金 1 項 1 目 介護給付費交付金の説明欄、介護給付費交付金 現年度分 21 億 7,487 万 7,000 円及び 2 目 地域支援事業支援交付金 現年度分 7,163 万 4,000 円につきましては、第 2 号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の 27%相当を見込み、計上したものであります。

3 段目、5 款 県支出金 1 項 1 目 介護給付費負担金 現年度分 11 億 4,405 万 7,000 円につきましては、保険給付費のうち、県の負担分として、施設サービス分が 17.5%、その他サービス分が 12.5%を見込み計上したものであります。

5 段目、5 款 県支出金 3 項 1 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の説明欄、現年度分 3,316 万 4,000 円及び 2 目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）の説明欄、現年度分 2,910 万 5,000 円につきましては、地域支援事業のうち、それぞれの県の交付分として、12.5%及び 19.25%を見込み計上したものであります。

次に、7 ページをお開きください。

2 段目、7 款 繰入金 1 項 1 目 介護給付費繰入金 10 億 688 万 8,000 円につきましては、保険給付費の 12.5%相当額を、市負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

同じく 2 目 介護保険料軽減繰入金 9,118 万 4,000 円につきましては、低所得者の第 1 号被保険者保険料の軽減分であり、一般会計で受け入れた国及び県からの負担分と市負担分を合わせ、一般会計から繰り入れするものであります。

同じく 3 目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 3,316 万 4,000 円及び 4 目 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業） 2,910 万 5,000 円につきましては、地域支援事業のうち、それぞれの市の負担分として、12.5%及び 19.25%を一般会計から繰り入れするものであります。

同じく 5 目 その他一般会計繰入金 1 億 4,742 万円につきましては、保険給付費及び地域支援事業費以外の介護保険事務に係る経費について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、11 ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

1 段目、1 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費 1 億 1,232 万 9,000 円につきましては、説明欄の職員給与費を初め、被保険者の資格管理や給付管理など、介護保険業務に係る事務費を計上したものであります。

次に、13 ページをお開きください。

1 段目、3 項 1 目 介護認定審査会費及び 2 目 認定調査等費 合わせて 7,468 万 1,000 円につきましては、介護認定審査及び調査に係る事務費を計上したものであります。

次の段、2 款 保険給付費 1 項 1 目 介護サービス等諸費の説明欄 1 つ目の○、「居

宅介護サービス給付費」から、以下 16 ページの上から 3 つ目の○、「地域密着型介護サービス給付費」までの合計 76 億 5,427 万 4,000 円につきましては、要介護認定者に対する介護サービスの給付費であります。

戻りまして 15 ページ、2 段目、失礼しました、同じページですね、15 ページをお願いします。

2 段目、2 項 1 目 介護予防サービス等諸費の説明欄 1 つ目の「居宅介護予防サービス給付費」から、一番下の○、「地域密着型介護予防サービス給付費」までの合計 2 億 1,380 万 3,000 円につきましては、要支援認定者に対する介護予防サービス給付費の費用であります。

次に、17 ページをご覧ください。

1 段目、4 項 1 目 高額介護サービス費の説明欄 1 つ目の○、「高額介護サービス費」及び 2 つ目の○、「高額医療合算介護サービス費」合わせて 1 億 8,004 万円につきましては、各々の利用者負担額が限度額を超えた場合、超えた分について支給されるサービス費であります。

一番下の段、5 款 地域支援事業 1 項 1 目 介護予防・日常生活支援総合事業費 2 億 5,195 万 5,000 円につきましては、要支援認定者を対象とした、介護予防・生活支援サービス事業に係る経費、及び要支援・要介護認定を受けるリスクのある一般高齢者等を対象とした、介護予防事業に係る経費であります。

次に、19 ページをお開きください。

2 段目、2 項 1 目 包括的支援事業・任意事業の説明欄 1 つ目の○「包括的支援事業費」1 億 2,296 万 5,000 円につきましては、主に地域の高齢者の心身の健康保持・向上に必要な援助や支援を包括的に行うため、市内の 6 法人に地域包括支援センターの運営を委託するための経費であります。

以上で、議案第 5 号 「令和 4 年度鹿沼市介護保険特別会計について」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りします。

議案第 5 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 したがって、議案第 5 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 6 号 令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。



○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第6号 「令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について」説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

「予算に関する説明書」後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

1款1項 後期高齢者医療保険料の「計」の欄 9億1,677万9,000円につきましては、団塊の世代が後期高齢者になり始め被保険者数が増加することなどから、対前年度比7.8%増といたしました。

次に、3段目、3款 繰入金 1項 一般会計繰入金につきましては、電算処理委託料等の事務費である、1目 事務費繰入金 2,757万8,000円と、低所得者の保険料軽減額相当分である2目 保険基盤安定繰入金 2億6,682万9,000円を、法令の規定に基づき一般会計から繰り入れるものであります。

5ページをお開きください。

5款 諸収入 3項1目 雑入 4,061万1,000円につきましては、健康診査等の受診者数に応じて、後期高齢者医療広域連合が負担するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

7ページをお開きください。

1款 総務費 1項1目 一般管理費の説明欄1つ目の○、健診事業費5,831万8,000円につきましては、広域連合から委託を受けて行う健康診査や人間ドック等の経費であります。

次に、一番下の段、2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金11億8,360万8,000円につきましては、市が徴収する歳入予算の1款 保険料と、3款 繰入金のうち保険基盤安定繰入金の合計額を、広域連合に納付するものであります。

以上で、「令和4年度後期高齢者医療特別会計予算」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第6号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題とします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

議案第 11 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書 5 ページをお開きください。

上から 3 段目、16 款 県支出金 2 項 2 目 民生費県補助金の説明欄 2 行目、介護保険施設整備事業費県補助金 5,651 万 6,000 円の減につきましては、施設整備補助金の交付決定による減額と、今年度予定していた開設準備補助金を減額するものであります。

7 ページをお開きください。

上から 5 段目、21 款 諸収入 4 項 3 目 雑入の説明欄 4 行目、介護保険施設整備事業費返還金 333 万 4,000 円の増につきましては、補助を受けて整備したグループホームと小規模多機能型居宅介護支援事業所の併設施設が譲渡されたことに伴い、返還金が生じるため増額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11 ページをお開きください。

上から 3 段目、3 款 民生費 1 項 3 目 高齢者福祉費の説明欄の○、介護保険施設整備事業費 5,318 万 2,000 円の減につきましては、認知症高齢者グループホーム等の施設整備補助金交付決定に伴う減額、及び施設の年度末未竣工に伴い開設準備補助金を令和 4 年度へ移行するための減額であります。

同じ説明欄 7 行目、償還金 333 万 4,000 円の増につきましては、歳入でもご説明のとおり、過去に補助金を活用して整備したグループホーム等が譲渡されたことに伴い生じる返還金を、県に返還するため、増額するものであります。

以上で、「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

議案第 11 号 「令和 3 年度 鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）」中、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の 5 ページをお開きください。

上から 3 番目の段、16 款 県支出金 2 項 2 目 民生費県補助金の説明欄、結婚対策費県補助金 150 万円の増につきましては、市民に交付する結婚新生活支援補助金の件数増を見込んでのものであります。

次に、7 ページをお開きください。

上から 2 番目の段、18 款 寄付金 1 項 2 目 民生費寄付金の説明欄、児童福祉総務費寄付金 11 万円の増につきましては、1 人の方からの寄付金であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。11 ページをお開きください。

上から3番目の段、3款 民生費 1項6目 女性青少年費の説明欄の○、結婚対策費の結婚新生活支援補助金 300万円につきましては、所得の低いカップルの結婚を経済的に支援する補助金の枠を当初の15件から25件とするための増額であります。

次に、一番下の段になりますが、3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄1つ目の○、ひとり親家庭福祉対策費 67万8,000円の増につきましては、看護師などの資格取得を促進する給付金事業などに対する、国庫補助金の確定に伴う過年度償還金であります。

次の○、こどもみらい基金積立金 4,153万7,000円の増につきましては、ふるさと納税者からの寄付金 4,140万円及び、先ほど歳入でご説明いたしました寄付金 11万円の他、基金の利子2万7,000円の合計額であります。

以上で、議案第11号「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）」中、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

議案第11号「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）」のうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをご覧ください。

2段目、14款 使用料及び手数料 1項8目 教育使用料の右側、2節 保健体育使用料の説明欄2行目、自然の森総合公園運動施設使用料 700万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため施設の利用を自粛したことによる使用料の減額であります。

次に、4段目、15款 国庫支出金 2項5目 教育費国庫補助金の右側、1節 小学校管理費国庫補助金の説明欄、1,282万5,000円の増につきましては、学校などにおける感染症対策等支援事業の補助金であり、補助率は2分の1であります。

次に、2節 中学校管理費国庫補助金の説明欄、562万5,000円の増につきましては、小学校同様、学校等における感染症対策支援事業の補助金であり、補助率は2分の1であります。

次に、7ページをご覧ください。

5段目、21款 諸収入 4項3目 雑入の右側説明欄2行目、体育施設収入 200万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、各種スポーツ教室等を中止したことに伴う参加料収入の減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。17ページをご覧ください。

2段目、10款 教育費 1項2目 事務局費の右側説明欄の○、奨学金等貸付事業費 848万5,000円につきましては、当初、奨学金申請者を183人で見込んでおりましたが、実績見込みで167人となり、16人分を、減少する分を減額するものであります。

次に、3段目、10款 教育費 2項1目 学校管理費の右側説明欄、1つ目の○、小

学校管理費 2,565 万円の増につきましては、小学校における感染症対策に伴う消耗品及び備品購入費を計上するものであります。

次に、同じ説明欄 2 つ目の○、校舎等維持補修費 961 万 8,000 円の増につきましては、令和元年に発生した台風 19 号による粕尾小学校災害復旧工事の建物総合損害共済の共済金が確定したことに伴い、国庫負担金に不用額の返納に要する経費を計上するものであります。

次に、同じ説明欄 3 つ目の○、校舎等施設整備事業費 202 万 4,000 円の増につきましては、板荷小学校の避難器具修繕工事や、池ノ森小学校及び石川小学校、板荷小学校の浄化槽ブロワの故障による修繕工事に要する経費を計上するものであります。

次に、19 ページをご覧ください。

1 段目、10 款 教育費 3 項 1 目 学校管理費の右側説明欄 1 つ目の○、中学校管理費 1,230 万 8,000 円の増につきましては、中学校における感染症対策に伴う消耗品及び備品購入費並びに燃料単価の上昇により燃料費が不足するため燃料費を計上するものであります。

次に、同じ説明欄 2 つ目の○、校舎等維持補修費 58 万 3,000 円の増につきましては、西中学校の職員室系統の空調設備修繕工事に要する経費を計上するものであります。

次に、同じ説明欄 3 つ目の○、校舎等施設整備事業費 211 万 6,000 円の増につきましては、東中学校の教室用空調機器の設置や、南押原中学校校庭の雨水処理用浸透柵設置に要する経費を計上するものであります。

次の欄、2 目 教育振興費の右側説明欄の○、学生海外交流事業費 308 万 8,000 円の減につきましては、コロナウイルス感染拡大のため、本市の友好都市であるグランドホークス市に中学生を派遣する事業を中止したことにより、委託料を減額するものであります。

次に、2 段目、10 款 教育費 5 項 3 目 学校給食の右側説明欄○、学校給食事業費 311 万 4,000 円の増につきましては、重油代等の高騰により燃料費の不足が見込まれるため、需用費を増額するものであります。

以上で、議案第 11 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）」のうち、教育委員会関係予算について、説明を終わります。

あ、すみません。先ほど、19 ページの 10 款の教育費 3 項 1 目、学校管理費の中学校の管理費を 1,230 万 8,000 円と申し上げましたが、1,230 万 7,000 円の間違いでございました。訂正させていただきます。失礼いたしました。よろしく申し上げます。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 18 ページの小学校管理費 2,565 万、これの内訳と、次のページの、この 20 ページの中学校管理費についても、内訳ちょっとご説明願います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長、大貫です。

鈴木委員のご質問にお答えさせていただきます。

18 ページの小学校管理費、それから 19 ページの中学校管理費の内訳についてでございますが、こちらにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり、学校等における感染対策支援事業を活用いたしまして、消耗品や備品を購入する費用でございます、補助率が2分の1ということになっておりますが、上限が、学校の規模によりまして、ちょっと変わっておりまして、1人から300人までが上限45万円。

301人から500人までが67万5,000円。

501人以上が90万円という補助ですね、2分の1の補助額になっておりますので、こちらの倍の額をそれぞれ消耗品、備品費ということで、それぞれの学校に交付するという事で考えております。

以上でございます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 消耗品費という、アルコール消毒液とか、それを拭く布とか、それ以外にどんなものがあるのでしょうか。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、想定しているのが、例えば、備品、消耗品などは消毒液とか、等に加えて、こういった、衝立といいますか、こういったものとか、それから、ホワイトボードとか、ホワイトボードですね、はい、というようなものを、想定を消耗品ではしているところです。

というのは、密を避けるために、1つの教室を2つに分けて活動するようなどきがあるというようなお話がありまして、そういったときの、セパレートするための用品類なども、今回想定をしているところです。

以上です。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 そうしますと、まだ教室自体は、こういうふうな、一人一人の間は少し空けてやるので、こういう、普通の授業のときはセパレートは置いてないということですね。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 はい、教室については置いてないと、状態だと考えております。

以上です。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。

はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 備品についてもご説明ください。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

鈴木委員のご質問にお答えさせていただきます。

備品につきましては、大型の扇風機であるとか、それから、体温計ですかね、こういう置き型のといいますか、議会等に入るときの角のああいう、はい、体温計であるとか、あとワイヤレスのアンプなども、何か要望があるようなお話ですので、そういったものの購入を想定しております。

以上です。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 11 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 12 号 令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第 12 号 「令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」説明いたします。

補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

1 款 国民健康保険税 1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税 1 億 3,878 万 9,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少が、当初見込みよりも少なかったことにより課税額が増加したものであります。

4 段目、7 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金 991 万 9,000 円の増につきましては、財政安定化支援事業交付税算入分の交付確定等によるものであります。

5 段目、2 項 1 目 財政調整基金繰入金 1 億 4,144 万 8,000 円の減につきましては、国保税収等の増により基金からの繰入額を減額するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

9 款 雑収入 4 項 3 目 雑入 2,435 万 3,000 円の増につきましては、令和 2 年度の医療給付費等に係る普通交付金の清算金が、国保連合会から返納されたものであります。

次に、歳出について説明いたします。

7 ページをお開きください。

2 段目、7 款 諸支出金 2 項 5 目 償還金 7,002 万 9,000 円の増につきましては、

令和2年度の保険給付費等普通交付金や特定健康診査等負担金の確定により、県に返還するものであります。

以上で、「令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質問、ありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第12号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第13号 令和3年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。よろしくお願ひいたします。

議案第13号 令和3年度 鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、介護保険特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の段、1款 保険料 1項1目 第1号被保険者保険料 2,276万7,000円の増につきましては、段階ごとの人数の増減実績により増額するものであります。

2段目、3款 国庫支出金 2項2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）28万6,000円。

3段目、4款 支払基金交付金 1項2目 地域支援事業支援交付金 34万4,000円。

4段目、5款 県支出金 3項1目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）15万9,000円。

一番下の段、7款 繰入金 1項3目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）15万9,000円の増につきましては、地域支援事業の給付費の増に伴い増額するものであります。

下から2段目の6款 財産収入 1項1目 利子及び配当金 28万1,000円の増につきましては、介護給付費準備基金利子収入見込み額の増に伴い、増額するものであります。

5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

1段目、4款 基金積立金 1項1目 介護給付費準備基金積立金 2,203万4,000円の増につきましては、歳入で説明いたしました介護給付費準備基金利子収入見込み額の増と、収入超過見込み分を積み立てるため、増額するものであります。

2 段目、5 款 地域支援事業費 1 項 1 目 介護予防・日常生活支援総合事業 127 万 4,000 円の増につきましては、介護予防・日常生活総合支援事業の実績見込みに伴い増額するものであります。

3 段目、7 款 諸支出金 1 項 2 目 償還金 80 万 9,000 円の増につきましては、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に対する補助金の清算により償還金が生じたため、増額するものであります。

以上で、議案第 13 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 13 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 14 号 令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第 14 号 「令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料の計の欄 1,941 万 7,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少が、当初見込みよりも少なかったことにより課税額が増加したものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市が徴収した保険料を広域連合に納付するもので、歳入予算 1 款 保険料の補正予算額 1,941 万 7,000 円と同額を計上するものであります。

以上で、「令和 3 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）



- 宇賀神委員長 はい。別段質疑もないようですのでお諮りします。  
議案第 14 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。  
〔異議なし〕という者あり)
- 宇賀神委員長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 14 号については、原案どおり可とすることに決しました。  
ここで、暫時休憩いたします。  
再開は、3 時 20 分とします。  
(午後 3 時 09 分)
- 宇賀神委員長 休憩前に引き続き再開いたします。  
(午後 3 時 20 分)
- 宇賀神委員長 次に、議案第 16 号 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定  
についてのうち、教育福祉常任委員会関係施策についてを議題とします。  
執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。
- 高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。  
それでは、議案書の議案第 16 号をお開きください。  
議案第 16 号 「第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定について」のうち、  
基本計画についてご説明いたします。  
基本構想に掲げている目指すまちの姿であります「花と緑と清流のまち 笑顔あふれる  
やさしいまち」を実現するため、基本計画では、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年  
間における中期的な施策展開方針を示しております。  
それでは、次のページをご覧ください。そちらが、第 8 次鹿沼市総合計画の施策体系図  
になっております。  
次期総合計画では、目指すまちの姿の実現に向けて、左から政策、施策、取組方針の順  
でそれぞれ目的と手段の関係で整理をしております。  
それでは、これよりは、基本計画の内容をお手元の資料 1 - 1 第 8 次鹿沼市総合計画  
(案) を用いましてご説明いたします。  
33 ページをご覧ください。  
政策 1 「すこやか 次代の担い手を育むまちづくり」においては、「子育て・教育分野」  
として、将来の鹿沼市を見据えた「持続可能なまち」の礎である若者に対する支援、子育  
てや教育などの分野で、次代の担い手である子供を産み・育てる環境の変化に対応した仕  
組みの構築や、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を適切に担い、地域社会全体で子供を  
見守り、育てていく教育の実現を目指すものであります。  
この政策 1 には、No. 1 から No. 7 までの 7 つの施策を掲げておりますが、これより、施策  
ナンバー順に、まず、こども未来部からご説明いたします。  
こども未来部では、施策 No. 1 から No. 3 まで 3 つの施策を所管いたします。  
まず、35 ページをご覧ください。

「施策No.1 希望が叶い、安心して出産・子育てできる環境づくり」につきましては、結婚や子供を持つ希望が実現し、安心して出産・子育てができ、子供がすこやかに成長できる環境が整っていることを目指し、「出会いや妊娠の希望が実現し、安心して出産できる環境づくり」や「安心して子育てができ、子どもがすこやかに成長できる環境づくり」等に取り組んでまいります。

次に、37 ページをご覧ください。

「施策No.2 すこやかな成長を実現する保育サービスの充実」につきましては、官民の連携・協働により、保護者の就労など多様な保育ニーズにも対応可能な保育体制が構築されていることを目指し、「子どもが健やかに成長できるよう保育サービスの質の向上」や「施設の整備や修繕により安全安心な保育環境の整備」等に取り組んでまいります。

次に、39 ページをご覧ください。

「施策No.3 良好な家庭環境の構築」につきましては、各家庭と行政、地域、団体等が協働・連携することで、全ての子供が健やかで心豊かに成長できる環境が整っていることを目指し、「児童虐待対策と養育支援」や「ひとり親家庭への経済的支援、自立推進支援」等に取り組んでまいります。

以上で、こども未来部が所管する施策についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

次に、教育委員会事務局が所管する施策についてご説明いたします。

教育委員会事務局では、こども未来部と同じく、政策1のうち施策4から7までの記載の施策を所管いたします。

資料1-1 第8次鹿沼市総合計画（案）の41ページをご覧ください。

「施策No.4 未来を拓く学校教育の推進」につきましては、児童生徒が様々な変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮し、多様な他者と協働して創造する力や心の豊かさを身につけ、よりよい社会と幸福な人生のづくり手となることを目指し、「教員の指導力向上」や「特別支援教育の充実」などに取り組んでまいります。

次に、43 ページをご覧ください。

「施策No.5 次代につなぐ教育環境の充実」につきましては、充実した学習環境と安全で快適な教育環境が整っている姿を目指し、「よりよい教育環境の整備のための計画的な施設整備」や「教育分野のICT環境の計画的な整備」などに取り組んでまいります。

次に、45 ページをご覧ください。

「施策No.6 地域とともに高める学びの推進」につきましては、誰もが学び合うことができ、地域の文化を大切にしながら、地域に根差した活躍ができるまちづくりが進んでいることを目指し、「未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える取組」や「学びの機会を創出し、学びを活かし、活躍できる地域づくり」などに取り組んでまいります。

次に、47 ページをご覧ください。

「施策No.7 スポーツでつくる健康都市の推進」につきましては、誰もがスポーツに親しみ、楽しむことにより、健康で生きがいを感じる、活力あるまちになっていることを目指し、「市民のスポーツ参画人口の拡大」や「スポーツができる環境の整備」などに取り組んでまいります。

以上で、議案第16号中、教育委員会事務局が所管する施策についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

保健福祉部が所管する計画内容についてご説明いたします。

49 ページをご覧ください。

保健福祉部は、政策2「にこやか〜いつも、だれもがいきいきと暮らせるまちづくり」、 「健康・福祉分野」において、生活習慣や社会環境の改善、地域包括ケアシステムを初めとした様々な連携等により、誰もが心豊かな生活を送れる社会の実現を目指すため、施策No.8からNo.12まで、記載の5つの施策を所管いたします。

51 ページをご覧ください。

まず、「施策No.8 共に助け合う地域づくりの推進」については、地域福祉を担う市民・団体・行政などの連携による地域の支え合いにより、全ての人たちが安心して暮らせるまちを目指し、「課題を抱える市民を支えるための各種団体との連携による体制強化」や「分野横断的な相談支援体制の強化」等に取り組めます。

53 ページをご覧ください。

次に、「施策No.9 健康づくりの推進と地域医療の充実」については、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも健康に生き生きと暮らすことができるまちを目指し、「健康づくりの意識付けと健康寿命の延伸」や「定期健康診断・検診の受診を促進し、疾病の予防・早期発見」等に取り組めます。

55 ページをご覧ください。

次に、「施策No.10 高齢者福祉の充実」については、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを持って、自立した日常生活を営むことができることを目指し、「生きがいづくりと社会参加の促進」や「地域が一体となった介護予防」等に取り組めます。

57 ページをご覧ください。

次に、「施策No.11 障がい者福祉の充実」については、障がいのある人が、住み慣れた地域の中で自立し、安心した生活を送ることができる地域社会になることを目指し、「障がい者の自立支援サービスの周知・展開」や「障がい者の地域生活の支援の充実」等に取り組めます。

59 ページをご覧ください。

次に、「施策No.12 社会保障の確保」については、市民一人一人が健康であり、安心して自立した生活を送ることができるまちを目指し、「国民健康保険制度の健全な運営」や「生

活困窮者・世帯に対する相談窓口の整備や支援体制の構築」等に取り組みます。

以上で、議案第 16 号中保健福祉部が所管する計画内容についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 総合計画で、もちろん、これから目指すべきですね、いいことも書いてあって、まあ要約をすれば、当たり前のことと言ってはあれですけども、まあ、言い方がね、もちろんあれですけども、そうしますと、この目標指標で、右側に取り組み方針ということ、ありますけれども、そうしますと、第7次総合計画にはなくて、第8次に新しく加わったものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

この、とりあえず 36 ページに限ってでいいです。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 聞き方が悪かったと思うんですけど、そうすると、これ、New って書いてあるのが、新しい、加わったということですね。

○宇賀神委員長 はい、高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまの鈴木委員のご質問にお答えいたします。

確かに、このNewと書いてあるものが、新たに、今加わった新規事業ということになっておりまして、例えば、36 ページの取り組み方針の2番目の「安心して子育てができ、子どもがすこやかに成長できる環境づくりを進めます」というところの1つ目のポチですね、こちらに子育てに対する精神的な負担や経済的な負担などの軽減とあるのですが、これは令和4年度からすこやか赤ちゃん応援券というのを1人1万円ではございますけれども、交付して、子育ての経済的支援等をするものでございます。

それから、その下のポチなのですが、学童クラブの充実により、保護者の就業支援と放課後児童の安全な居場所を確保しますということで、このNewというのは、さつきが丘小学校のさつきが丘学童なのですけども、建築年数が38年ほど経っていて、老朽化しておりますので、これの建て替え。

それとあわせて、定員も少し増やしまして、より多くの児童が利用できるような体制をとりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 はい、よくわかりました。

そうしますと、この新しく実施しているのが、この2つの項目ということで、あとは大体、今まで、第7次、第6次もそうだったのでしょうけれども、第6次、第7次と項目は、大体ほぼ同じであると。

それで、なかなかそれが途上にあるので、それをさらに進めていくという、そういうような理解でよろしいわけですか。

○宇賀神委員長 はい、高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 はい、そのような考えでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鰻原委員。

○鰻原委員 35 ページには、希望が叶い、安心して出産、子育てできる環境づくりですね。

鹿沼市でね、安心して出産できる病院はどこですか。

○宇賀神委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。

ただいまの鰻原委員の質疑に関して、お答えいたします。

現在、鹿沼市内で出産のできる病院は、2つございます。上都賀総合病院と大野医院、この2院のみでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 その2つの病院でね、鹿沼市、この間市長さん、526人って言っていたかな、令和3年度の出産件数かな、500人台ですね。

それで、どのくらいの鹿沼市民がね、その安心して出産できる、2つの病院で出産しております？

○宇賀神委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。

それぞれの病院でというのは、出産数という、ちょっとデータ、手元にはございませんので、今のご質問にはお答えできませんが、ただ、状況としましては、鹿沼市内で出産される方のほかに、やはり近隣の宇都宮市ですとか、その辺の産科を利用されている方がかなりいるというふうには伺っております。

説明は以上になります。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 もちろんそうですね。私の近くの人でも自治医大行ったり、獨協医大行ったりしてありますけれども、やっぱり伸びるまちというのはね、出産するのにね、若い世代が安心して近くに病院があるということなのだそうですね。

だから、逆に、今市って言わないのか、今、日光市だとかね、宇都宮市とか、近郊から逆に来るとか、だから、下野市だとか、壬生町は発展するのだ、若い世代が居つくだということですよ。

だから、こういう中にね、ただ、こういう文字出して、安心して出産って言ったら、もう行政のやれることは、いい出産病院をいくつでもいいからつくるのだという努力をしないと、私はだめだと思いますよ。

「よその市に行けばいいんだ」では、鹿沼市は乗り遅れるのですよ。

ですから、そういう努力が一つもないわけですね。

だから、今回、この、見ても、10年間、もうだめですよ。計画がないのだもの。そう努力しようと思わないのだもの。いい病院に来てもらおう、出産、安心して出産、若い共働きの夫婦がね、出産に来てもらおう、してもらおうという意欲がないもの、行政に。

これ、見直さなくてはだめだと思いますよ。

この間、増渕君が言った流山市の問題はね、結局、若い世代、共働きの若い世代が働きやすい市をつくるというふうなキャッチフレーズだったでしょう。

それには、やっぱり住宅政策もありますよね。区画政策というかな、どんどん新しい人が来て、新しいまちで、ああ、住んでよかったな、近くに公園があるなっていう感じでしょう。

それで、病院が、安心して出産できる病院が近くにある。

そうしないと、子供は減っていってしまいますよ。

これ、この、その1番の計画の中に、それが全然見られないということは残念なのですが、何かお答えいただければ、答えていただきたいと思います。

○宇賀神委員長 はい、亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。

ただいま、鰐原委員のほうからご指摘がありました、産科医院以外にも、やはり地域の医療の充実ということは、重要な課題であると考えております。

ただ、医療、県西の医療圏の構想等につきましては、県のほうで計画を立てているものでして、市としましても、そういった県のほうと、その連携をしながら、地域の医療の充実というところに、連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 答えはそれでいいかと思えますけれども、とにかく、目指す方向がちょっと緩いと思えます。その点はしょうがないな、もう計画は、もう出来上がってしまった。わかりました。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。大貫委員。

○大貫委員 すみません、ちょっとわからないので、教えてもらいたいのですけれども、39ページの良好な家庭環境の構築の中で、目標指標に、児童虐待相談対応における終結率、これを50%を目指すということなのですけれども、この終結率というのは、どういう概念なのか。

それで、何か、その半分ということなので、何で、終結させるということなのか、どういう意味なのか、ちょっとわからなかったもので、教えてください。

○宇賀神委員長 仲田こども総合サポートセンター所長。

○仲田こども総合サポートセンター所長 こども総合サポートセンター所長の仲田です。

説明させていただきます。

今の児童虐待相談対応における終結率なのですけれども、まず終結という言葉なので

すけれども、最初に通報とか、児童虐待ですね、児童虐待があったときに、まず鹿沼市のほうで受けるか、その方を保護するという言葉、養護するかどうかという判断を最初にしまして、そのときに受理という言葉を使って、うちで新しい新規を受け入れるのですね。それで、その後に、要保護児童対策地域協議会という関係団体の中、相談員も含めて、そのもう家庭が、虐待からもう切れ、切れではなくて、虐待もなく、普通の生活に戻れますという状態になったときに、終結という形で見守り等をなくすわけなのですね。その件数の率なのです。

それで、これについては、具体的には、その年の新規の受理件数が、これ令和2年度については157件あったわけなのですけれども、それで実際に終結したのが67件、それに基づきまして、終結率というのを出したわけなのです。

それで、過去においては、やっぱりなかなか、最近終結する、長年見ていると、率は40%以下を切るときもあるのですけれども、やはり目標としては半分以上はという形で、目標にさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、大貫委員。

○大貫委員 意味合いはわかりました。はい。

目標として、どうなのかよくわかりませんが、多分増えていく、増え、また、減ったり、増えたりするわけですよ。きつとね。新しい相談件数が増える可能性もあるし、うーん、なるほど。

まあ、目標として相応しいのかどうなのか、よくわからなかったので、はい、わかりました。以上です。はい。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鰻原委員。

○鰻原委員 53ページのね、健康寿命ですわね。私たちは団塊の世代だから、うんと、まあ年寄りが出てきますわね。

それで、なんといっても、周りの人に迷惑しないのは、健康寿命を、自分の健康寿命を長くすることですよ。それで、自分も、一人一人ね、もう年とると考えますよね。周りの人に迷惑させたくないというのは。

それで、どうするかというと、やはり毎日毎日の少しずつの運動と食事だと思いますよね。

この中で、やっぱり鹿沼市は健康寿命、低いっていう表現がありますよね、低いという表現が、どのくらい他の市と具体的に低いのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。亀山健康課長。

○亀山健康課長 ちょっと手元の資料、確認してみますので、少しお時間をいただければと思います。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。大貫委員。

○大貫委員 すみません、55ページの高齢者福祉の充実に関してなのですけれども、大き

な、その重点計画の中で、上手に縮む多核連携型拠点形成プロジェクトということで出ているのですけれども、やっぱりその中で、やっぱりその地域に最後まで暮らしていけるっていうのは、やっぱり介護というか、そこが非常に大切なのかなという気がいたしております。まして、実は私の両親って、93歳なのですけれども、まだ山奥に住んでいます。たまたまその小規模多機能施設があって、そのデイサービスを利用させていただいているので、こうして私も活動していただけるので、非常にすごくありがたいというふうに思っているのです。介護保険って、あるというのはありがたいことだなというふうに思っているのですが、ただ、この基盤が、だんだんその危うくなっているとか、そういうふうなところもあるのかな、一つは、その人材不足、介護する人の人材不足。

それと、この間もいろいろ、NHKでも取り上げていましたけれども、中山間地、あれは大田原市とか、いろんなところ、やっていましたけれども、中山間地域では、もうそのホームヘルプサービスが利用できなくなってきたと、それで、大田原市社協は、それを市の補助金をつぎ込んで、維持しているけれども、その介護保険制度の枠組みの中では、その事業者が山奥にまで行くと、採算が取れないので、そういうところは行かなくなっているというような話もありました。

それで、私のところも聞いたならば、施設のそのデイサービスを利用しながら、ホームヘルプサービスも利用できますかねと言ったら、ケアマネさんは、ここは、ちょっと来てくれる事業所さん、ないんですよって言われたのです。

だから、なるほどなど、こういうことなのかなというふうに思ったのですけれども、そういう意味では、そのサービスをきちんと確保していく、この介護サービスの充実、強化を図りますというところが、非常に大切なのかなというふうに思っていて、そうしたらこの間、鹿沼市の社協もホームヘルプサービスを撤退するというような話もあったので、うーん、こう何か不安、ちょっと不安になったようなところもあったものですから、その辺のところ、目標指標の中には、特にその、例えば、そういう施設サービスを、空白地帯をなくすとか、そういう目標もとりあえず上がっていないようなので、その辺、どのようにお考えなのかなというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。

ただいまの大貫委員の質疑にお答えいたします。

まず、大貫議員の地元の西大芦地区になりますけれども、そちらにはグループホーム、小規模多機能ですね、施設が1施設存在していますけれども、今現在、施設が存在しない地区というの、3地区あります。

東大芦地区、加蘇地区、粕尾地区となっているわけなのですけれども、こちらについては、未整備地区ということで、重点整備地区ということに位置づけてはおります。

ただし、介護保険も事業として成り立っているものですので、むやみに施設数を増やした場合には、逆に施設数が多くなりすぎてという、潰れるという、極端な言い方で潰



れるということも、可能性としては出てきますので、あくまでも、需要に見合った供給ということで、今現在、計画自体、介護保険事業計画、8期ですけれども、その中で、先ほど質問もありましたけれども、千渡地区に1カ所、それで、そちらについては、看護機能をつけた、看護小規模多機能型居宅支援事業所を併設するというので、出ていたもので、地区についても千渡という中心地ですね、でもいいということで、選定をしたわけなのですけれども、基本的には今後、整備をしていくとなれば、小規模多機能型併設ということで、未整備地区を優先として整備していくということでは考えております。

ただ、やはり、どうしてもその需要ですね、第8期調査等でやはり必要だというふうになってこない、建てても入る人がいないという形になってしまうと、事業所が、経営ができなくなっていくということもありますので、そのあたりも含めながら、未整備地区が最優先で整備していくということで、9期計画においても、その方針で計画を立てることになると思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 大貫委員。

○大貫委員 はい、おっしゃるとおりで、要は介護保険のその採算がとれないということなのだと思うのですね。

それで、だから都市部はいいのですよね。都市部は介護保険、ある意味、そういう介護の市場化を図って、市場で成り立つところは、そういう形でできると思うのですけれども、そうでない場所というのがあるわけで、そこをどう支えていくかというのがまさに、その公助の部分なのだと思うので、そこは鹿沼市だけで考えられるのかどうかはいずれにしても、介護保険のその仕組みの中ではどうしても抜け落ちてしまう、そういうところをどうやって、その担保していく、支えていくのかというのはぜひ、課題として考えていってほしいし、国のほうにも考えていただきたいなど、鹿沼市からもそういう課題なり、そういうものがあるということも含めて、ぜひ国、県なり、そういうところにも要望なり、そういうものを上げていってもいいのではないかなというふうに思います。以上です。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、亀山健康課長。

○亀山健康課長 健康課長の亀山です。

先ほどの鰻原委員の質疑にお答えしたいと思います。

時間をとらせてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。

健康寿命、これ鹿沼市と、栃木県を比較したデータがございまして、若干ちょっと数字、調べた年数が古いのですけれども、一応参考としてお伝えさせていただきます。

まず、数字が、平成28年のデータになります。

それで、男女分けた健康寿命の比較なのですけれども、鹿沼市は平成28年の時点で、男性の健康寿命、これが78.8歳。

それで、ちなみに栃木県が79歳と。

それで、女性の場合ですね、鹿沼市が83.4歳、県も83.4歳と。

県内の中での状況を見ると、鹿沼市はほぼ栃木県と同様な数字になっていると。

それで、これを比較した時点、5年前のその、今平成28年の数字ですけれども、その前の5年前の平成22年の数字と比較しますと、健康寿命は延びてきているというデータにはなっております。

新しい数字がなくて申し訳ないのですが、今把握できる数字については以上になります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 今回の課長さんのお答え聞いているとね、現状と課題の1番の本市の平均寿命や健康寿命は延びていますが、類似団体と比較すると低い水準で推移していますって表現されているのは、これは間違いですね。そういうふうにとれません？そんなに変わらないのだから。どういう、どう理解したらいいのだろうか。

○宇賀神委員長 はい、亀山健康課長。

○亀山健康課長 正確に、全国とか、その辺との比較という話になると思うのですけれども、ちょっと、申し訳ないのですけれども、ちょっとその数字が手元にはないと。

ただ、先ほど申しましたように、男性と女性の健康寿命を比較しますと、やはり男性の健康寿命が低いという傾向がございます。

この辺を配慮しますと、男性についても、今後この低い数値である、県で比較しても鹿沼市は若干低いですし、女性と比較すると、5歳以上の健康寿命の差がありますので、その辺の部分で捉えますと、低い水準できていて、対策が必要であるというふうな考え方になるかと思えます。

説明は以上になります。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 それはそれでいいとしましてね、目標指標でね、週に3日以上運動している市民の割合が直近が20.3%、これはどこかで調べたのでしょうか、20.3%で、計画最終年度の目標値が23%なのですよ。

それで、まあ、下のね、食生活はまあ、いいですわね。78点が80、8割にしようというなら構わないのだけれども、週3日以上というよりね、年とると、毎日少しずつやらないと、年とってしまうのだよ。健康寿命維持できないのだよ。それを、こんな23%でしょう。やる人が23%なんていう低い目標ではだめですよ。60%か、70%にしようと言って、市民を行政がリードしていかないと。

それで、概して、大体、この、何でも概して目標値が低すぎますよ、何についても。

だから、それだけ行政の意欲がないととられてしまうのですよ。

市民を引っ張っていく行政の意欲が低いというふうにとられてしまうのですよ。だから、鹿沼市は、それはそうですよね。上手に縮むって言うのだから、そんなに上の目標を持たないですよ、計画に。だから、こういう目標は高くしておかないと、できるのだから。

それで、自立、自助って、共助か、自立、自助、共助か、市民がみんなで協力してできること、大変いいことだと思いますよ。いいことだと思うのだけれども、自助、自分で健康は考えるほかないけれども、そういう目標はうんと高くしておいて、市民を啓蒙すると言っておかしいけれども、ともにやってみようという形にもっていかないとだめだと思いますよ。私は健康寿命でいたいから、すごく言うかもしれないけれども、概して低い。これは全部改めるといふかな、この次、5年後、この目標値をみんな上回るようにお願いしたいものですよ。いかがですか。

○宇賀神委員長 亀山健康課長。

○亀山健康課長 今、鰻原委員のほうからご指摘をいただいた、もっと数値も高くしてという部分、当然、数値を高くするということは、多くの市民の方に健康づくりについて意識をしていただいて、そういった取り組みに、一緒に参加をしていただくということだと思います。

前半の継続的な、常任委員会の継続審査の中で、鰻原委員と健康マイレージの話をしたかと思えます。

それで、これにつきましても、市民の健康づくりへの意識づけということで、3年目、今年度3年目の取り組みになりまして、先日、実績のほうが上がってまいりました。

それで、こちらの数字に関しましては、昨年度181名の参加だったものが、272名ということで、参加者数も増えてきております。

委員会の中で、来年度の取り組みとしては、制度、少し見直して、啓発の、周知啓発の仕方も工夫しますというふうにお答えさせていただきました。

こういった形で、実際、数字のほう、増えてきていますし、その検診等でのPR等も行っていきます。

今後、そういう参加者が増え、また、市民の方が健康づくりを意識するような形で、健康課のほうとしても、取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 わかりました。よろしく、皆さんとともに健康づくりに励みたいと思います。

○宇賀神委員長 ほかにご質問はありませんか。はい、鰻原委員。

○鰻原委員 43 ページ、これ、学校の問題ですよね。教育環境を整えましょうということですよ。

それで、統合などの検討が必要な小学校は、直近の実績で、令和3年7つだと、計画最終年度の目標が3つだと。そうすると、7つが3つに減るということは、具体的な小学校の名前が挙がってくるわけですよ。どの辺の小学校の名前が挙がりますか？

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 学校教育課長の大貫です。

鰻原委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

学校名ですね、7校の学校名ということになるかと思うのですが、平成28年の7月になりますが、鹿沼市小中学校適正配置等基本計画というのが策定されています。

その中に、小規模校ということで、指定がされておまして、そちらの小学校について、優先的に統廃合のほう検討していくべきではないかということで、掲載をされております。

こちらなのですが、池ノ森小、加園小、板荷小、上南摩小、清州第一小、永野小、粕尾小ということで、小学校については掲載がされております。

そちらを基準にいたしまして、総合計画の最終年度までには、3校にもっていきたいということで、計画のほうはさせていただいたところですが、非常に、先ほどの目標値について、高い、低いという議論がありますが、こちらについては、なかなか厳しい目標であるということではありますが、できるだけこの数値目標に近づけられるように、私どもは進めていきたい、いければというふうに考えているところです。

以上です。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 計画の最終年度というのは、基本計画の最終年度ですか。基本構想の最終年度ですか。10年か、5年かという。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰻原委員のご質問にお答えいたします。

適正配置の基本計画につきましては、令和7年度までというふうなことで、10年の計画になっているところでございます。

以上です。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、今課長さんが答弁したのは、この適正化、適正配置等基本計画のほうの年度が7年だから、7年だという意味ですか。令和7年というのは。私が聞いたのは、こっちの基本構想ができたから、基本構想の10年間の構想の中か、それとも基本計画の5年間の中かって聞いたのですが、課長さんの答弁だと、令和7年度までの、この適正化計画の計画だから、この計画の中で進めたいという意味ですか。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰻原委員のご質問にお答えいたします。

基本計画とちょっとずれておりますが、総合計画のほうの計画に基づいて、進めさせていただきたい。あくまでも、基本構想のほうは、計画のほうは、基準ということで、はい、5年ベースでということ考えております。

以上です。

○宇賀神委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 わかりました。だけれども、なかなかね、地域の住民のね、これ合意が必要ですからね、難しいのですよね。

だけれども、難しいけれども、やはりあまりに小規模すぎるとね、困る場合があるでしょうから、ひとつ、なかなか大変でしょうが、よろしくをお願いします。

それと、要は問題が、中学校のほうの大規模解消ですよ。残念ながら、この基本計画には載っていないのですよ。触れてないのですよ。中学校のほうは。どういうわけで触れないのですか。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほども鰐原委員のほうからございましたとおり、保護者とか、地域の方々のご協力がなければ、適正配置というものはできないというふうに認識しておりますので、そういったことも配慮して、当時は掲載してないのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 あのね、片一方はやっぱり地域の人のことがあるけれども、小学校のほうは掲載しているのですよ。

だから、中学校のほうはね、適正化になってないところがあるかないかということは、要は東中学校の問題ですよ。

そうすると、東中学校の場合は、まあ、聞かなくてもいいか、20学級というのが、ずっと20以上の学級が続くというのは、子供の数と地域の数を見ればわかりますよね。その統計は、当然教育委員会では抑えているわけですよ。

それで、中学生の場合は、18学級以上が大規模校となるのですか。その点、ご説明願いたいと思います。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えさせていただきます。

はい、18学級以上が大規模校ということになるろうかと思います。

以上です。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 10年後のね、10年後というと、令和何年かな、11年か、22年だから、まあ、東中学校の場合は、20学級あるわけですよ。それで、この適正配置等のスケジュールを見ると、もうずっと検討の続きなのですよ。検討していて、結果出さないの。

だから、場合によっては、無責任なのだよ。わかっていて検討して、結果出さなくて、こういう新しい総合計画にも、基本計画にも触れないのだから。

これを審議した審議会のほうも、私、おかしいと思うのだけれども、まあ、仕方ないわな。

だから、そういうやり方で、まあ、いいかどうか、お聞きしておきますね。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鰐原委員のご質問にお答えさせていただきます。

総合計画のほうに、まずは小規模校の解消、統廃合ということで、今回掲載させていただきましたので、まずはこちらを優先して進めていければというふうに考えております。以上です。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 まあ、課長さんと2人のやりとりだから、課長さんに申し訳ないけれども、優先順位はないのだよ。小学校優先で、中学校は後ですということはないの。

同時にこれ、やらなくてはだめなのですよ。

それで、都市計画から見て、千渡のほうとか、東部台のほうは、もう人口が増えているでしょう。子供も増えているでしょう。

だから中学校をつくらなくてはだめだっていう意見も出てくると思うけれども、鹿沼の市民というのは、案外おとなしいのだよね。言わないの。言わないからまちが発展しないのだよ。

だから、もう壬生町と、隣接している壬生町とか、下野市に遅れをとってしまうのだよね。

だから、やることやらないで、先送りしているからだめなのだ。

私、こうはっきり言うようになったのは、5期目の議員からはっきり言っているのだけれども、前はやっぱり言わなかった。いや、まあ、言ったか。

だけれども、このまま放っておいたら、だめになってしまいますよ。だから、言っているのだけれども、早く直さないと、つくるものはつukらないと。

だから、こういう計画に入れないとだめですよ。

まあ、今日はお答えはいいです。もうできてしまっているのだから、ね。

○宇賀神委員長 よろしいですか。

○鰐原委員 はい。

○宇賀神委員長 はい。ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第16号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議ありますので、挙手により、採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○宇賀神委員長 賛成多数であります。

したがって、議案第16号については、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第22号 鹿沼市野外活動研修施設条例の廃止についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。塩澤生涯学習課長。

○塩澤生涯学習課長 生涯学習課長の塩澤です。

議案第 22 号 「鹿沼市野外活動研修施設条例の廃止について」、ご説明いたします。

野外活動研修施設は、昭和 47 年度に管理棟 並びに料理棟を整備し、「野外活動センター」として開所いたしました。

また、昭和 63 年度から平成 2 年度にかけて、宿泊棟や研修棟を整備し、名称も「野外活動研修施設」に変更しました。

当該施設は、主に小中学生の宿泊体験施設として、心豊かな人間形成の推進を図ることを目的に、活用されてまいりました。

その後、平成 18 年 8 月に、板荷地区に自然体験交流センターがオープンし、機能を移転したことに伴い、当該施設の使用を休止いたしました。

休止後、施設の利活用につきまして、検討いたしました。が、電気や水道などの設備がなく、利活用が困難なことから、現状維持での管理を行ってまいりました。

この度、教育施設としての所期の役割を終え、使用休止から 15 年が経過したこと。

また、補助事業の財産処分の制限期間が満了を迎えることから、今後の利活用の推進を図るにあたり、鹿沼市野外活動研修施設条例を廃止するものであります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質問はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 22 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 23 号 鹿沼市身体障害者補装具費等自己負担金助成に関する条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

議案第 23 号 鹿沼市身体障害者補装具費等自己負担金助成に関する条例の廃止についてご説明いたします。

この条例は、身体障がい者の補装具費、または育成医療、もしくは更生医療における法定の自己負担金を全額助成いたしまして、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 48 年（1973 年）の 3 月に制定されました。

今回、条例廃止（案）とする要因が 3 つございます。

まず、障がい者全体の負担の公平を図ることについてであります。

来月から、本県の重度心身障害者医療費助成制度に精神障がい者が追加されまして、身体・知的・精神の 3 障がいの医療費助成サービスの一元化が図られることとなります。

しかし、育成医療、または更生医療と同じ自立支援医療のくくりのひとつであります県の精神通院医療では、法定の自己負担金を精神障がい者本人が医療機関窓口で負担している状況を踏まえまして、身体と精神の障がい種別間の自己負担金格差を解消したいというふうに考えております。

次に、市単独扶助費の抑制と財源の確保対策の取り組みについてであります。

前年度実績ベースでこの条例に基づく助成金額の 96%を占めております育成医療及び更生医療の自己負担金約 2,400 万円。

この額は、条例廃止後に、こども医療、または重度心身障害者医療費の助成対象となりまして、これまでどおり、市から全額助成されることに変わりはありません。

条例廃止によって、市単独の扶助費が減少しまして、補助対象の扶助費が増加することになりますので、本市の歳出予算額は、条例廃止後も大きな変化はなく、通年ベースでは、歳入として医療費助成の県補助金が約 1,000 万円増加する見込みであります。

3つ目に、本市が障害者自立支援給付の法定自己負担金の助成を条例で規定している理由についてであります。現在、県内で自立支援給付の法定自己負担金助成を条例で規定しておりますのは本市のみで、関東地区の 316 市区町村を見ても、わずか 5 カ所と把握しております。

この理由は、平成 18 年に障害者自立支援法の施行によって、障がい種別ごとのサービス格差が解消されることをきっかけに、その前年の平成 17 年頃には、全国的に既存の障がい福祉サービス助成制度の見直しが進む中で、本市は、粟野町との合併協議において、行政サービスは高いほうにあわせることを基本として調整を図りまして、当時、この条例を継続することが決定され、現在に至っていると考えられます。

また、障害者自立支援法が施行された平成 18 年以降は、自立支援給付の法定自己負担金を市町村が助成する際に、条例ではなく、要綱を定めて実施することが全国的に一般化している状況であります。

以上のことから、現在の条例を今年 6 月末で廃止いたしまして、令和 4 年度の住民税課税額決定に伴います、新たな負担区分が設定される 7 月 1 日から、1 割、または所得区分に応じた負担上限月額の実施したいと考えております。

ただし、条例廃止後に、育成医療及び更生医療の受給者、先月末で 435 人いらっしゃいますが、このうち、こども医療、または重度心身障害者医療の助成対象とならない方が 14 人いらっしゃいます。

そのため、経過措置といたしまして、令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間は、従前どおりの助成を継続いたします。

以上で、議案第 23 号 鹿沼市身体障害者補装具費等自己負担金助成に関する条例の廃止についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大貫委員。



○大貫委員 昔、私、障がい福祉課というところにおいて、実は、こういう自立支援の給付制度が始まる前の措置の時代なので、中身がよくわからなくて、恐縮です。

かつ質問するの、ちょっと気が引けるのですけれども、一応ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、それで、この14人、14人の方がその重心医療とかで救えないとかって話だったのですけれども、これ、どういう仕組みで、そうなっているのか、どういう人なのか、ちょっとそれを教えてもらいたいのと。

どのぐらいの負担がこの人には発生するのかというのをお聞きしたいの、ことが一つ。

それから補装具の扱いはどうなるのかということなのですけれども、例えば車椅子とか、これは普通だと1割負担になるということになるのかな。ただし、その上限がある程度を超えると、それ以上は負担しなくてもいいですよという意味になるのですか。その辺のちょっと仕組みを、ちょっと教えてもらいたいなという、その2つですね。はい、3つぐらいだったかな、はい。

○宇賀神委員長 川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

まず、こども医療費及び重度心身障害者医療費の助成対象とならない14名の方であります。そのうち8名が育成医療の受給者で、いわゆるこの条例廃止時点で、高校生世代のお子さん、8人。

それで、育成医療は、18歳未満の児童を対象として、その障がい、もしくは、このままで放置しておくとも重度の障がいを持つかもしれないという児童を対象に、その障がいを除去する、あるいは軽減するために、その医療を行うわけなのですが、中学生世代までのお子さんは、条例廃止されても、こども医療費のほうで自己負担金が助成されますが、高校生世代は8人いらっしゃるの、経過措置で3年間、これを設定することで、3年後には、全てのその8名の方が、全員18歳に到達して、育成医療の受給資格を失効するために、3年間という経過措置を設けました。

また、14名のうち6名が更生医療のほうの受給者であります。重度心身障害者医療の助成対象となる方は、身体障害者手帳の等級が1級もしくは2級までの方でありまして、この6名の方は、3級の手帳を所持していらっしゃいます。

以上、この14名のこども医療費、または重度心身障害者医療費の対象とならない人の内容の説明で、自己負担の金額であります。まず育成医療の8人の方の過去1年間の自己負担金を見てみますと、レセプト1件当たり1,407円でありました。今は医薬分業が進んでおりますので、1回の通院でもレセプトが医科と調剤で2枚作成されるケースがほとんどですから、それらをトータルして、レセプト件数1件当たりが1,407円となります。

また、更生医療の重度心身障害者医療費助成制度の対象とならない6名の方は、レセプト1件当たりの自己負担金は1,658円となっております。

次に、補装具費についてであります。補装具費の給付につきましては、非課税世帯の

方は10割給付、法令で、規定で10割給付となっております。

しかし、課税世帯の方につきましては、原則1割の負担をいただきまして、なおかつ月額負担上限額が3万7,200円とされております。

それで、令和2年度の実績ベースで申し上げますと、この自己負担金の1人当たりの金額が18歳以上の障がい者で7,459円、障がい児が2万1,350円となっております。

補装具につきましては、法令の規定によりまして、障がい者の身体機能を補完して、長期間にわたって、継続的に使用できるものを支給するとされておりますので、毎年定期的買い替えるものではありませんので、成人の身体障がい者の場合は、頻繁に自己負担金が生じるものではないと言えます。

しかし、障がい児の場合は、身体の成長によって、補装具のサイズが合わなくなってしまうので、法令で義手や義足などの使用期間が年齢に応じて、最短で4カ月、最長でも18カ月という規定がございます。5段階の規定がございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、大貫委員。

○大貫委員 わかりました。まあ、そうですか、まあ、でも、この高校生の、育成医療の人は高校生、障がいとその人たちは1、2級とかにはならない人たちなのですね。それはわかりました。

あと、更生医療で、3級で更生医療って何だったかなとかって、それはあれなんですけれども、そういう方もいらっしゃるということで、うーん、県内で鹿沼市のみということになれば、一定程度やむを得ないのかなというふうには思いますが、ただ、その補装具について、そのお子さんは、平均で2万円ということで、これは負担もそれなりにあるし、件数的にもわずかだと思えるのですよね。子供さんの補装具支給するようなものって。あまりそんな、多い、車椅子とかはある、なのかなとか思うのだけれども、それっていうのは、結構頻繁に買い替えざるを得ないということであれば、何らかのその、この3年間の経過措置の中で、少しご検討いただけないものなのかなという思いはございます。

あと、そのどうしても、これはその制度、国のほうの法律から変えないといけないのでしょうけれども、どうしてもその世帯単位で、所得を把握するから、そうすると、障がい者の人がね、所得はないのだけれども、世帯で判断すると、結構な世帯の所得ある方がいらしてというのもあるって、世帯の、そういうことではないのかな。それは、ちょっと、では違っていたら、ごめんなさい。

まあ、そんなのも、ちょっと世帯単位での考え方というものもどうなのかなっていうのはあって、これは考え直さないといけないのかな、制度的にはそんなふうに思っていますが、もし違っていたらごめんなさい。はい、もし、その辺、どうお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○宇賀神委員長 はい、川田障がい福祉課長。

○川田障がい福祉課長 障がい福祉課長の川田です。

障がい児の補装具の取り扱いについてであります。やはり、今大貫委員がおっしゃるように、体の成長に伴って、サイズが合わなくなってしまって、短期間しか使えないケースがあるということが事実であります。

ですので、本市の子育て支援の一環として、保護者の経済的負担を軽減するために、サービスを提供するという観点なども踏まえながら、条例廃止後の障がい児補装具の自己負担金の対応については検討する必要性もあるかなと感じています。

それで、自己負担金、課税・非課税の判定となる所得の補足についてなのですが、障がい児の場合は保護者です。両親がその課税・非課税の判定の対象となります。両親の所得。

それで、18歳に到達してからの在宅の方ですと、今度保護者の所得を見ることからはずれて、ご自身とその配偶者の所得で課税・非課税を見るというふうには今は、今の制度では運用されています。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 よろしいですか。

○大貫委員 はい。

○宇賀神委員長 はい。ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第23号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第25号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第25号 「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」説明いたします。

新旧対照表の5ページをお開きください。

今回の改正の主な内容は2点であります。

まず1点目は、「令和4年度以降の国民健康保険税の賦課限度額を改正する」もので、条例第2条第2項の「基礎課税額」の限度額を、2万円引き上げて63万円に、第4項の「介護納付金課税額」の限度額を1万円引き上げて17万円とし、地方税法施行令に規定する限度額と同額とするものであります。

この改正により、令和4年度の国民健康保険税全体の賦課限度額は、後期高齢者支援金等課税額の限度額19万円と合わせて、現行の96万円から99万円となります。

賦課限度額を引き上げますと、高所得者層により多くの負担を求めることになる反面、税率の引き上げを抑制することができ、中間所得者層の負担軽減を図ることが可能となります。

また、国保財政の運営主体である県が策定した栃木県国民健康保険運営方針でも、賦課

限度額は「地方税法施行令に規定する額と同額とする」とされ、栃木県版の保険者努力支援制度においても、地方税法施行令で規定する賦課限度額と同等であることを交付金の対象としており、現行のままでは、交付金の対象外となることなどから、令和4年度の賦課限度額を改正するものであります。

次に、新旧対照表8ページをお開きください。

改正の2点目は、「未就学児にかかる被保険者均等割額の2分の1を減額する」ため、条例第23条に第2項を新設するものであります。

未就学児の均等割軽減は、「国の少子化対策として、子育て世帯の経済的負担軽減の観点で行われる」もので、所得制限等は設けられておりません。

軽減による税の減収分については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、負担することとされており、地方負担分に対しては、地方交付税措置が行われる予定であります。

その他の改正につきましては、「規定の明確化」及び、条項の新設・改正に伴う「規定の整備」等であります。

なお、今回の改正の施行は、令和4年4月1日からとなっております。

以上で「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第25号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第37号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題とします。

執行部の説明をお願いします。秋本厚生課長。

○秋本厚生課長 厚生課長の秋本です。

議案第37号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)」中、保健福祉部が所管する歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 1項2目 障害福祉費の説明欄の○、障害者自立支援事業費 26万2,000円の増につきましては、障がい者施設の新規入所者に対するPCR検査を、栃木県保健衛生事業団に委託するためのものであります。

同じ段、3目 高齢者福祉費の説明欄の○、在宅高齢者支援事業費 317万5,000円の増につきましては、高齢者施設の新規入所者に対するPCR検査を実施するための委託

料及び地域の高齢者の通いの場である「高齢者サロン」における新型コロナ感染対策の助成金を増額するものであります。

3段目、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄の○、保健衛生事務費 3,540万円の増につきましては、市民を対象に、全額自己負担で受けたPCR検査代等の一部を助成するための経費、及び市内の検査体制強化のために、PCR検査機器等を導入する医療機関に対して、その購入費の一部を補助するための経費、また、自宅療養者支援のための食料品配送事業に要する経費を計上するものであります。

以上で、「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」中、保健福祉部が所管する歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

議案第37号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会関係予算についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和4年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

15款 国庫支出金 2項5目 教育費国庫補助金 右側1節 小学校費国庫補助金の説明欄2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 2,692万5,000円の減につきましては、「議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算」でご説明をいたしました、石川小学校給水設備外改修工事及び北小学校外周フェンス改修工事に対する交付金であります、国の第1次補正予算での採択により、令和3年度予算に組み替えをするために、減額をするものであります。

その次の欄、2節 中学校費国庫補助金の説明欄2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 1,179万円の減につきましても、ただいまの1節の小学校費と同様に、「議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算」でご説明しました、栗野中学校トイレ洋式化工事に対する交付金であります、こちらも、国の第1次補正予算での採択により、令和3年度予算に組み替えをするために、減額をするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。7ページをお開きください。

3段目、10款 教育費2項1目 学校管理費の右側説明欄1つ目の○、校舎等施設整備事業費 1億3,066万円の減につきましては、「議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算」でご説明いたしました、石川小学校給水設備外改修工事及び監理業務や北小学校外周フェンス改修工事などの経費であります、国の第1次補正予算での採択により、令和3年度予算に組み替えるため、減額する経費1億3,426万円と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小学校トイレの洋式化工事を行うため、増額する経費360万円を調整し、計上するものであります。

次の2つ目の○、情報化教育推進事業費 617万1,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、休校や学級閉鎖等に対応するた

め、学校にICT支援員を派遣し、オンライン授業での支援や研修、トラブル対応を行うための経費を増額するものであります。

次に、4段目、10款 教育費 3項1目 学校管理費の右側説明欄1つ目の○、校舎等施設整備事業費 3,164万円の減につきましては、2項小学校費と同様に、「議案第2号 令和4年度鹿沼市一般会計予算」でご説明いたしました、栗野中学校トイレ洋式化工事及び監理業務などの経費であります。こちら、国の第1次補正予算での採択により、令和3年度予算に組み替えるため、減額する経費 3,284万円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中学校トイレの洋式化工事を行うため、増額する経費 120万円を調整し、計上するものであります。

次に、一番下の段、10款 5項3目 学校給食費の右側説明欄の○、学校給食事業費 434万4,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、パンの個別包装を実施するための経費を増額するものであります。

以上で、議案第37号「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)」のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 令和4年度の予算を令和3年度に前送りするわけですよね。

そうしますとね、石川小だの、北小だの、栗中の、そういう事業内容の完成は早くなるのですか、それとも、全然変わらないのですか。遅くなるのですか。どうなるのでしょうか。

○宇賀神委員長 駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 鰐原議員の質問にお答えしたいと思います。

実際、各学校の工事に関しては、令和3年度の補正を繰り越しをしまして、実際に令和4年度の当初から工事を始める形になりますので、実際の工期自体は、令和4年度の予算を組むよりも、前倒しになる予定で考えております。

約2カ月ほど前倒しになるのかなど、想定はしておりますが、工期につきましても、実際に、石川小学校が令和4年の6月から令和5年2月、9カ月間。

北小学校のフェンスにつきましては、令和4年の11月から令和5年の1月、3カ月ほど。

栗野中学校のトイレ洋式化につきましては、令和4年の6月から令和4年の9月の4カ月ほどで、工期ということで予定しておりますので、当初の令和4年度の予定よりも、前倒しになるかなということ考えております。

以上です。

○宇賀神委員長 はい。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 8ページのこの真ん中の情報化教育推進事業費 617万1,000円ですけれ

ども、委託料ということで、委託費ですけれども、どのような感じで、その委託業者は行うのでしょうか。

○宇賀神委員長 はい、大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鈴木委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、各学校へのICT支援員の派遣の業務でございます。

これまでも、タブレットの利活用の促進と教員のスキルアップなどのためにICT支援員による支援を行ってきたところなのですが、コロナウイルスの終息がまだ見えない状況でございまして、やむを得ず休校とか、学年・学級閉鎖を行う場合ですね、学びを止めないための対応ということも必要になってくるということで、それに伴いまして、オンライン授業の実施につきましても、対応の一つではないかということで、こちらの臨時交付金を活用いたしまして、教員にこれまで以上にタブレットに慣れていただいで、ストレスなく操作できるようにしていきたいというふうに考えております。

具体的には、オンライン授業の実施などを見越しまして、機能の確認であるとか、操作方法の指導を行いまして、教員の技術、技能の向上と実際にオンライン授業を行う際に、支援員に来ていただくなどの対応をいたしまして、何かトラブルが起きた際に、すぐに対応できるような形をとればいいのではないかなというふうなことで考えているところです。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 この委託先について、ちょっと説明あったのでしたつけ、ちょっと、もう一度お願いします。

○宇賀神委員長 大貫学校教育課長。

○大貫学校教育課長 鈴木委員のご質問にお答えいたします。

こちらは、株式会社シブエが、これまでは支援のほうですね、ICT支援員のほうの業務を請け負ってまいっているところですが、これから、業者の選考にはなるかと思うのですが、こちらのシブエのほうが中心になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○宇賀神委員長 はい。ほかにご質疑はありませんか。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 パンの包装、これ給食の包装だと思うのですが、全部の小中学校がそうなるのか、また、他の市の状況はどうか、お伝え願います。

○宇賀神委員長 はい、高橋学校給食共同調理場長。

○高橋学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の高橋です。

鰐原委員の質問にお答えしたいと思います。

パンの個別包装については、小中学校全部に実施をいたします。

それで、他の市の状況なのですが、14市中鹿沼を含めて、3市だと思います。

どの市だかというのは、ちょっと資料はありませんので、申し訳ございません。失礼い

たします。

これで説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 その包装は、もうパン業者に頼んでしまうわけね。どういう方法でやるのか、お願いいたします。

○宇賀神委員長 はい、高橋学校給食共同調理場長。

○高橋学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の高橋です。

このパンの個別包装につきましては、実は令和3年の2学期から既に実施をしておりますので、引き続き令和4年度も実施をしていくということでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、よろしい、鰐原さん、いい。

○高橋学校給食共同調理場長 失礼しました。

○宇賀神委員長 はい、はい。

○高橋学校給食共同調理場長 そちらの業者名については、3つございます。

パン工房さん、文明軒、松屋さん、以上の3社になります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鰐原委員、よろしいですか。

○鰐原委員 失礼しました。ご説明ありがとうございました。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第37号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに  
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可と  
することに決しました。

次に、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)についてのうち、  
教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。駒場教育総務課長。

○駒場教育総務課長 教育総務課長の駒場です。

議案第38号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)」のうち、教育委員会  
関係予算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和3年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

1段目、15款 国庫支出金 2項5目 教育費国庫補助金 1節 小学校費国庫補助金の  
説明欄2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 2,889万9,000円の増につきまして



は、石川小学校給水設備外改修工事及び北小学校外周フェンス改修工事に対する交付金ですが、国の第1次補正予算での採択により、令和4年度予算から、令和3年度予算に組み替えをするものであり、この補助率は3分の1であります。

次に、その下の2節 中学校費国庫補助金の説明欄2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 931万7,000円の増につきましては、栗野中学校トイレ洋式化工事に対する交付金ですが、こちらも、国の第1次補正予算での採択により、令和4年度予算から、令和3年度予算に組み替えをするものであり、この補助率は3分の1であります。

次、2段目、18款 寄附金 1項4目 教育費寄附金の右側説明欄の○、図書館資料充実費寄附金 50万円の増につきましては、鹿沼相互信用金庫様から、図書資料充実費のための寄附をいただいたものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページをお開きください。

1段目、10款 教育費2項1目 学校管理費の右側説明欄の○、校舎等施設整備事業費 1億3,426万円の増につきましては、石川小学校給水設備外改修工事及び監理業務や北小学校外周フェンス改修工事など、施設整備に要する経費であります。歳入と同様に、国の第1次補正予算での採択により、令和4年度予算から、令和3年度予算に組み替えをするものであります。

次に、2段目、10款 教育費 3項1目 学校管理費の右側説明欄○、校舎等施設整備事業費 3,284万円の増につきましては、栗野中学校トイレ洋式化工事及び監理業務など、施設整備に要する経費であります。こちらも、国の第1次補正予算での採択により、令和4年度予算から、令和3年度予算に組み替えをするものであります。

次に、3段目、10款教育費 4項2目 図書館費の説明欄の○、図書館資料充実費 50万円の増につきましては、鹿沼相互信用金庫様からの寄附金を活用して、図書資料を購入する経費を増額するものであります。

以上で、議案第38号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第11号）」のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑はありませんか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 6ページのこの図書館資料充実費50万、図書資料ということで、本を買うということだと思えるのですけれども、大体何冊ぐらい買う予定なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 田野井図書館長。

○田野井図書館長 図書館長、田野井でございます。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えしたいと思います。

今後、この補正予算をお認めいただいて、予算措置がされて購入するわけなのですけれども、現時点では、前年度の実績という形で、お答えする形でよろしいでしょうか。

はい、令和2年度も鹿沼相互信用金庫様から、50万円の寄附をいただいております。

このときは、本館、栗野館、東分館それぞれですね、本館は102冊、その内訳として、一般書が51、児童書が51、それで栗野館が一般書40、児童書48の合計88。

それで、東分館が一般書21、児童書48の合計69ということで、3館合計ですと、一般書が112冊、児童書147冊、合計259冊を購入したところでございます。

以上で説明させていただきます。

○宇賀神委員長 はい、よろしいです、はい。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第38号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今会議において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 4時59分)